

---

## 平成22年6回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

---

平成22年12月13日(月)

---

### 1. 議事日程第3号

平成22年12月13日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(16名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10番	清藤一憲
11番	江藤徳美	12番	秦時雄
13番	日隈久美男	14番	後藤勲
15番	片山博雅	16番	藤本勝美

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 小川敬文      議事係長(書記) 小野英一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	松 山 照 夫
財 政 課 長	帆 足 博 充	地 域 力 創 造 課 長	河 島 広 太 郎
税 務 課 長	帆 足 一 大	福 祉 保 健 課 長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	横 山 弘 康	建 設 課 長 兼 公 園 整 備 室 長	梶 原 政 純
農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宿 利 博 実	商 工 観 光 振 興 室 長	河 島 公 司
水 道 課 長	村 口 和 好	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	麻 生 太 一
人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	飯 田 豊 実	学 校 教 育 課 長	穴 本 芳 雄
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	大 蔵 順 一	学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	野 田 教 世
わ ら べ の 館 館 長	中 川 英 則	行 政 係 長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対して、拍手や可否表明の言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

**日程第1 一般質問**

○議 長（藤本勝美君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今定例会の質問者は9名です。よって、本日13日と14日の2日間で行います。

会議の進行にご協力をお願いします。

最初の質問者は、6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） おはようございます。議席番号6番河野博文です。

平成22年第6回玖珠町議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問を行ってまいります。議長のお許しをいただき、一問一答方式で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、5つほど質問をしておりますが、1番目の、ブロードバンド化（光ケーブルによる）への取り組みにつきまして、以前にもお尋ねしたことあるんですけど、その後、町におきましてどのように考え方がなっているか、お聞かせいただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 河野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

近年の情報通信技術の発展と高速情報通信網の普及は目覚しく、住民生活や企業活動に必要な社会インフラとして浸透してきております。わが国におきましては、民間事業者の積極的な事業展開、それから公設民営方式による基盤整備の促進、公正競争環境の整備による事業者間競争の促進などにより、世界最先端のブロードバンドの利用環境が整備されています。しかしながら、約10%の世帯では、超高速ブロードバンド基盤が未整備の状況であり、また、基盤が整備されている約90%の世帯であっても、利用率は30%超にとどまっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、総務省では、「光の道構想」においてインフラ整備、利活用の加速化を通じて、2015年頃を目処にすべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を目指すとしているところでございます。

11月30日に発表されました「光の道構想」実現に向けてとりまとめ案では、光の道として整備すべき水準としては、電子政府、教育、医療などへの利活用を前提に、100メガbps以上の超高速ブロードバンド基盤の整備普及を目指しています。そのために、主として想定する技術は、議員ご発言の光ファイバーとするとともに、現時点で想定されている大容量の映像伝送等が求める水準、30メガbps程度でございますが、今後の技術革新等考慮して、一部のケーブルや無線ブロードバンド通信システムにも一定の代替的役割を期待するというふうにしております。

このような整備を行う方法としましては、これまで同様、競争環境の中での民間主導による整備を原則としていますが、短期的に採算ベースでの整備が困難な地域については、公設民営方式を基本とするものの、国が財政支援を講じる際には、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行うことといたしております。

なお、地理的条件、経済合理性の観点から、光ファイバーが敷設困難な地域等においては、一部の無線ブロードバンド通信システム等の有効活用を図ることが適当というふうにされております。

このような状況の中、町として地域情報通信調査研究会を発足し、玖珠町における情報化と地域情報通信のあるべき姿について調査研究を行い、情報通信インフラ整備の具体的なメリットや維持管理といったデメリットの部分を分析することによって、玖珠町の目指すまちづくりと、今後のインフラ整備の方向性について議論、検討を始めています。

特に重要な検討課題としては、情報通信インフラの整備によりましてどのようなことができるか、そのために必要な整備と、そのために必要な費用がどの程度なのか、事業を開始して必要となる維持管理に要する費用はどの程度なのかといったことを、様々な観点から検討していく必要があります。その中で、光ファイバーケーブルの整備につきましても、他の無線系ネットワーク等と比較検討を行っていくことにいたしております。

全国的な状況では、これまで民間での整備が進まない地域において、国の支援を受けた自治体が整備を行ってきた例が多くあります。現時点では、光の道構想の具体的な推進方法を検討している国の段階で、未整備地域への支援措置がまだメニュー化をされていないため、どのような支援策となるかわかりません。仮に、玖珠町全体に光ファイバーでの整備を前提としたネットワークを整備した場合に必要な費用は、事業者からの提案でございますが、告知システム等を導入した場合で、概ね24億から31億円といった範囲であろうというふうに考えております。また、これに対する維持管理費につきましては、8,000万円から1億4,000万円程度と想定されております。すでに施設整備を終えている自治体は、その維持管理費の大きさが課題となっているといったような声も聞こえております。

はじめに申し上げましたように、民間事業者が事業展開しない地域での施設整備について、国としては、公設民営方式を原則とするものの、財政支援を講じる際には、公共アプリケーションの導入を前提としています。今後、国の動向によって、どのような事業が行えることになるのか、その内容も注視しながら、真に住民にとって必要なサービスの提供等はどのような形で行うことが望ましいのか、早急に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 今、詳しく説明いただきました。その中で、もうこれは3月の議会だと思うんですけど、町長の方に、町長が選挙に出られる頃から、九重町が16億ぐらいのことでできたんなら、玖珠町も20数億円だったら可能じゃないかな、考えてみたいということと言われてたんですけど、3月議会の時に、40億かかるからちょっと当分見合わせたいというお話を聞いたんですよ。今、課長の方から、24億から31億、まあグレードの問題がありますよね、おそらく、私もいろいろ調べさせてもらったんですけど、31億かけてやれば、今玖珠町で行っているインターネット、それからこういう議会を個人の家まで送伝、情報を送ることができる。また、先ほど、アプリケーションがいろいろある、域内のことと言われましたけど、その中でも、そこまでやって、お金をかけて整備したときには、町内の電話料まで無料でできる、そういうような話も聞いております。

また、これから数年後ですかね、今、町内にある防災無線の関係につきましても、デジタル化をしなければいけない。そういうような時に、またそこで防災無線だけで数億円お金を要する、そういう様な事態になる前に、先ほど言われた、おそらく31億円の中には、そこまでできる告知放送ですかね、そういうものまでできる試算だと思うんですよ。そうした時には、九重町が今やってるのよりもはるかに素晴らしい情報伝達システム、また、それぞれの相手からの情報も伝わってくる、そういうよ

うなものができるんじゃないかなというふうに思っております。

これから、特に、福祉とか教育とか考えていく場合、あちこちで、独居老人の方とか、障がい者の方とかそういう方がいらっしゃる中で、いかにそういう人たちの安全を確保していくか、そのためにそういう情報システムを使って管理していったらどうだろうかというようなことを言われております。

さっき申しましたように、当初の3月議会で言われた予想よりも、大分金額的には安くなってきているんじゃないかな、場合によってはもうちょっと安くなるかもしれないし、そういう面で、玖珠町の場合、特に民間から供与を受ける、これはおそらく今の玖珠町の状態では無理じゃないかな、やはり公設というか、町の方が主体となって、自治体の方でそういうシステム取り上げてもらう。また、そういうことによって、テレビの方もケーブルテレビ、そういうこともできますし、今皆さんが行っている共聴システムも、それぞれもうみんな使わなくていい、全部一つのことができる。そしたら経費の方も、一般の人たちの経費も、またある程度安くなるんじゃないかなというような気もしますが、その辺につきまして、もう一度やられるという意思があるか、ないかという質問をさせていただきます。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

ただ今の質問にお答えさせていただきます。

基本的には、福祉とか教育とか、この光通信を使った情報の交換というのは非常に重要な設備と思います。ただ、現在、運動公園を建設中で、それでトータル32億というお金がかかります。そしてこの光通信を敷設するに、すべて情報通信システムを完了するには、やはり30億強のお金がかかるということで、やはり財政的な裏づけが今のところ正直言ってございません。ただ、福祉とか教育とかそういうことを考えると、これは必要である設備ということは間違いなくと思いますし、第5次総合計画、この今後の10年の計画においてそれは考えていかなきゃいけないとは思っておりますけど、具体的に何年の何月からスタートするというのは、まだ財政的な裏づけの面をやはり担保できなければ、ただここで簡単に、何月何日からやりますということをお答えできない。ただ、その重要性は非常に認識しておりますから、いずれこの町にもやっっていかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 河野博文君。

○6番（河野博文君） やはり財政的な裏づけというのが、本当にこれは大事なことと思います。しかし、大分県内におきましても、大分県下の中で津久見市と玖珠町、そして由布市の中の庄内町だけが今も残っているという状態です。九重町なんかは早く取り組んだんですけど、早く取り組んだのがよかったかどうかはわかりませんが、ただ、後発としていろんな、先ほど言いましたように、ものを取り入れていけるというメリットも出てきたんじゃないかなというふうに思っております。

やはり運動公園等も大事でございます。しかし、これから先、やはりほとんどの方が今、もう情報通信をいろんな面で利用している。そして、その中に全部含まれるということであれば、やはり早いうちにそちらの方に進めていくことも大事じゃないかな、そのためには、ある程度の基本設計をして、

そして玖珠町はいつ頃からそれを取り組んでいく、そのための財源をいかに確保していくか、基金なり造っていかなければならないかもしれません。そういうことをやっぱり早く取り組むべきじゃないかな。実際できるのが何年先かわからないですけど、それをただ単に待っていくと、今のままでは過疎化が進むばかりで、おそらく計画もできないままに終わってしまうのではないかなというふうに思っております。何とかその辺を、設計、基本というか、基本、考え方、それらをもう少し前向きに取り組んでいったらどうかなというふうに思っているんですけど、その辺の基本的な進め方、やる、やらんは、お金のないことにはできないし、しかし、玖珠町の場合は、事業的には特防の予算もありますし、いろんな予算があると思います。特防関係につきましても、こういう情報関係についても、事業の方に使っていいんじゃないかとかいうような部分もあると思いますけど、その辺で、やはり前向きに進めていくためにはそういう、先ほど調査委員会があると言われたんですかね、その中で、どういふふうな調査委員会なのか、その辺をですね、まだ、今初めて聞いた話なのでこちらはよくわからないんですけど、取り組みを早く進めていってほしいと思っておりますけど、その辺でお考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 議員さんのご質問ですが、調査研究会、役場の中で立ち上げてる分について、少し説明をさせていただきます。

玖珠町地域情報通信調査研究会という名目で、役場内の各課から委員を選びまして、そこで光ファイバーなり高速情報通信の研究をするようにいたしております。その中で、先ほど言いましたように、この高速情報通信網を整備して住民にどのようなサービスが提供できるのか、費用はどのぐらいかかるのか、その辺のところが一番現時点では課題になってるところであります。

それから、先ほど言いましたように、11月の30日に、総務省から「光の道構想」というのが出されております。その件につきましては、先ほど議員さんからもご発言がありましたが、公共アプリケーションを整備する場合には、これを支援の対象とするというようなことも書かれております。詳しいメニューは出てないんですが、医療とか福祉とかもこの中に入っておりますので、光ファイバーケーブルの敷設によって、地域福祉とか医療の促進、そういったものに役立つ場合は、もうたぶん補助の対象になるのではないかと、今の段階では思っているところであります。災害情報とかも同じであります。そういったものをうまく埋め合わせる形がどういふふうにしてできるかという部分も、調査研究会の中でいろいろ研究していきたいと。で、早いうちに一定の回答といいますか、答えが出したいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 今の問題につきましてはこの辺にしておきたいと思っておりますけど、しかし、やはりこれから先、情報通信大変大切だと思っておりますので、また、先ほどの調査委員会が生きた調査委員会になるように、皆さんで真剣に検討していただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、2番目の、観光地及び公共施設における公衆トイレについてお聞きしたいと思います。

いろんな観光客の皆様が、これは玖珠町だけじゃないんですけど、あちこちに行かれた時に、一番あとで戻ってくる答えの中に、トイレがきれいだった、トイレがよかった、あそこはトイレが汚かった、そういうような話がよくあるんですけど、やはり、また行きたくなるためにはトイレなんかの整備も非常に大事だというようなことを聞いております。今回、補正の中で、河川敷きに関しては予算化されてきて、調査の予算化ですかね、されてきてると思うんですけど、あそこもやはり皆様方が、町民の皆様が、夕方、朝、歩いて運動をし、健康管理のために運動しているんですけど、やはりトイレが必要な時が多々でております。その辺で、公共施設の中、特に観光地とかでいろんな話聞く中で、西の入口といいますか、慈恩の滝におきまして、トイレを設置してほしいということを観光客の方が言われております。あの辺、立地条件も、非常に狭い場所も多いんですけど、そういう話を聞きますと、やはりあとからまた訪れる人が、あそこへ行った時に、気持ちよくトイレができたなどか、ああ、困ったなどかというような話があると困るんですけど、そこだけじゃないんですけど、前から言っております機関庫内、それからメルサン駐車場の中にもトイレがあるんですけど、最近なにかちよつとかなり汚いという話を聞いております。使用するにも、大分調子がよくないという話聞いているんですけど、そういう公共施設におけるトイレの整備につきまして、どのように考えられてるかお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 河島商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（河島公司君） 議員ご指摘の、観光地及び公共施設における公共トイレについてであります。

私の立場からは、観光の立場から答弁させていただきます。

トイレにつきましては、議員言われましたように、誰もが生活していくうえで欠くことのできない重要な空間であるということは、もう言うまでもありません、特に、近年、商業施設とか駅、それからサービスエリアなどにおいて、公共的なトイレは高齢者、それから障がい者はもとより、最近では家族連れにも配慮した快適なトイレに改善をされているように思います。その一例としまして、うちの町の童話の里道の駅くすなんですけど、ここも大変きれいなトイレで好評です。それで多くの人を呼び込む大きな要因になっているように、私も思います。その一方、言われました公衆トイレですけど、公衆トイレにつきましては、相変わらず、暗いとか、臭いとか、汚いとか、恐いとか、そういう4Kのイメージと、それに先ほど言われましたように、壊れているも含めると、5Kのイメージで呼ばれることが少なくないような状態であります。

それを考えますと、私たちも仮設トイレを考えることがあるんですけど、仮設トイレにつきましては、やっぱり安易に設置した場合に、設置後の管理の問題とか安全性、それから快適性が不十分なことが指摘されておりますので、結果的にマイナスの評価を受けることが多いようです。そういうことを考えますと、やっぱり仮設トイレはどうかということを考えます。

町内の観光地におけるトイレの状況についてですが、現在、三島公園、それから伐株山、それから

清水瀑園は常設のトイレを設置して、地元の方と管理委託契約を締結しながら管理をしているところです。ほかにも、三日月の滝公園、それから鹿倉休憩舎、玖珠町観光物産館は、指定管理契約のもとに管理をしております。

そのほかの観光施設のトイレなんですけど、先ほど言われました慈恩の滝も含めまして、トイレがなくて不便をきたしているのが現状であります。

今後においてですけど、施設の数も多くて、大変多いことですから、緊急性や使用頻度に応じて適切な配置とか規模、それから維持管理の計画、それから関係者協議等を図りながら、必要性を整理しながら、補助事業のメニュー等探しながら、財政的な検討を進めて、常設トイレの設置に向けて、玖珠町に、先ほど言われましたように、また来たくなるようなトイレの設置に向けて努力していく考えであります。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） やはり、先ほど言われましたように、仮設トイレよりもやはり常設、やっぱりどうしても仮設というのは、水のこととかいろんなことがありますので、できるなら常設のトイレがある方がいいんじゃないかなと思っております。

なんでもそうですけど、予算が要ることですけれども、計画的にですね、観光として玖珠町を生かしていくなら、そういう面も大事じゃないかなというふうに思っております。順番というかそういうふうなことになるかもしれませんが、やはり早めの対応が必要じゃないかなと思っておりますので、考えてほしいなと思っております。

それでは、3番目に入りたいと思います。

商工観光振興室を商工観光振興課への組織変更と社会教育主事の配置についてということ、これまあ役場内の組織のことについてでございます。

この商工観光振興室を商工観光振興課へということですが、もう皆さんご存知のとおりでございます。役場内に課と室とあると思うんですけど、やはり課というのは永続性があるもの、室というのは一過性のものというふうに行政ではなってるんじゃないかな。我々がインターネットなんかで調べるなかでも、そういうふうに記載されております。

これも町長の施政方針の中で、これからの玖珠町にとって、商工観光も非常に大事な分野だ。そこを何とか伸ばしていくことも、自分の政策としてやりたいというようなことをお聞きしておりますけど、やはり商工観光振興室を課というのは、やはりいろんなところに行っても、そういう課長と室長あたりの会合等もでございます。また、一般のほかの人から見るときにもやはり、玖珠町は何で観光課じゃなくて観光室なんだというような話をよく聞きます。やはりその辺、この政策は大事というようなところがあるんなら、やはり室から課への組織変更が必要じゃないかと思っておりますけど、これにつきまして町長のお考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） おはようございます。

お答えしたいと思います。この件につきましては、先の6月の定例会でもお答えをしておりますけれども、現在、本年の行革委員会、行財政改革推進委員会を組織いたしまして、現在鋭意検討中でありまして。この中で、ご質問の商工観光振興室に、現在の業務内容でありますけど、商工観光、名の通り商工、商業、工業の産業振興という部分と、いわゆる観光振興という二つの業務を抱えておるわけでありまして、商工部門では、商店街や商工会の関連もありますし、工業、工の部分ですけれども、これは企業立地ということも含めて関連が大いにあるわけでありまして、この企業立地については、現在、地域力の方で行っておるわけでありまして。さらに、また、一方の観光部門、これにおいては、これまでのただ単に物見遊山的な観光もありますけれども、現在では、町の産業振興と結びついた観光、例えばグリーンツーリズム、こうしたものも取り入れた観光行政というのをやっているわけでありまして、そうなりますと、これはまた農林業振興課という関連も当然あるわけでありまして。さらにまた、道の駅、憩いの森、カウベルランド、三日月の滝公園などの交流施設などもございますが、こうした交流施設との関連も大いにあります。超してみますと、商工観光振興課を考えるとときには、大きな、多くの課題がありますし、抱えております。そしてまた、他課との、他の課ですね、関連性が必要な部署でありますので、現在の組織機構、これが今以上に有効的というか、有機的といいますか、そのように機能するように、現在、この行革委員会の中で検討を加えております。そういう基本的な考えに立って鋭意検討をしてるところであります。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 6月の議会の時ですね、そういう話が出まして、総務課長の方から、委員会において検討するという事だったんですけど、その委員会が実際に行われて検討をしてきたのか。委員会がいつ開催されて、その話が出たのか、進めたのか、その辺のことを聞きたいのと、あと、次に社会教育主事の配置についてと書いておりますけど、これにつきましても、後ほど教育委員会の方からお話を聞かせてもらいたいと思いますけど、再度質問いたします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 現在、行革委員会を立ち上げて、3回行っておりますけれども、そしてまた、今現在いろんな班に、問題が、いろいろ課題が多いんで、班構成をして、その中で現在この問題について検討という形になっております。まだ審議途中でありますから、具体的なことはまだなかなか公表できませんけども、こうしたことを、先ほど私が言いましたような、商工観光振興室についてもこれからちょっと議論が、もう12月でありますけれども、ひとつ今年度に間に合うように結論づけていきたいというふうに思っています。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほど、河野議員の室と課の問題ですけど、基本的にはその実態が重要じゃないかと思うんですね。室から課に上げたから、かといってその事業の内容は中身が伴わなければ意味ないと思うんですね。だから、商工でやってるのはどこが一番いいか、ほんとのまちおこしできるはどこの部署でやればいいのかというのを考えて、将来のこの行政改革の中において、課とか係とかい

うのを検討していかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに考えております。ただ室から課に上げればそれだけでいいというもんじゃないと思うんですね。その中身でどういうことをやるか、そこの部署、この工業のとはどこが一番適当な部署か、どこの係がやるべきか、ということが一番重要じゃないかと思えますから、ただ課から室という問題じゃないと思って、そういうところを含めて、行政審議会等含めて検討してるところでございますから。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） おはようございます。

お答えします。社会教育主事の配置についてでございます。

ご存知のように、社会教育法に規定された唯一の社会教育に関する行政職が、社会教育主事でございます。同じ法律の9条には、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く。」と必置規定、必ず設置される旨規定がされております。

また、社会教育主事の職務でございますけれども、社会教育を行う者、例えば社会教育関係団体等でございますけれども、「社会教育を行う者に、専門的あるいは技術的な助言と指導を与える。」というふうに規定がされておまして、学校教育における指導主事同様に、重要な役割を担っておるといふふうに考えております。

価値観、それから社会構造の変化に対応した教育諸条件の見直し、改善が求められる中で、教育に関する関係法令もかなり改められました。教育基本法、学校教育法、社会教育法、この三つを教育三方と呼んでおりますけれども、平成18年、教育基本法が60年ぶりに大幅に改定をされました。それと前後しまして、学校教育法、社会教育法もかなりの部分で改定がなされました。

今回の教育基本法改定の特徴の一つでございますけれども、社会教育、特に生涯教育に関する条文が新たに追加をされたこと、学校、家庭、地域の連携、保護者の責任、国や地方公共団体の役割が明記されたことでございます。この改定を受けまして、翌19年、平成19年、政府の諮問機関でございます中央教育審議会、「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について」と題しまして、学校、家庭、地域の連携、学校教育と社会教育の連携・協働により、次代を担う子どもたちに必要な生きる力や、政治にとって変化の激しい時代を、また、長寿社会を生き抜く力を保障すべきことを提言いたしました。この新しい環境に対応する、いうならコーディネーター役あるいは推進役が社会教育主事でございます。ですから、今後、益々その必要性、重要性が増してくるものというふうに考えております。

また、同時に、平成20年の社会教育法の改定では、学社連携、学校教育、社会教育の連携・協働を推進するために、この社教主事が学校へも、学校に対する支援も新たに追加をされましたし、行政職としての社会教育主事の設置は急務であろうというふうに考えます。ですから、適材適所を勘案しながら、このような状況がありますので、社会教育課に指導主事の、社会教育主事の配置を早急に検討しなければならない、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） すみません、この項目で2つになっておりまして、質問がちょっと交互しておりますけど、商工観光振興室になったのは昨年からなんですよね。もう、これ町長さん、町長になる前に、後藤町長の時にこれはなりました。というのも、そのときに、農林課と商工観光課を1つにして、そして振興していこうというような話でなったんですよね。そしてしたときに、議会からも反対があったと思うんですけど、やはりそれぞれの課が重要だというようなことでしてたんですけど、その後の組織変更の中で、農林課の方はちゃんとした形で農林課として残ってきた。商工観光の方は、あの時言われたのは、係が1つになったから、もう室でいいということを言いましたよね、工業団地の関係が地域力の方にいったから、商工観光課からそちらの係が無くなったから室でいいと言われたんですけど、この時点から話がおかしいんじゃないかな。やはりそのとき副町長関わっていたんですけど、そのとき、やはりそのまま商工観光としての課をちゃんとした形で残すべきだったんじゃないのか。なんで農林課の方は農林課で、農林振興で残す、商工観光はそれをとどめるというか、その辺がちょっとおかしかったんじゃないかなという気がするんですけどね。それでまあ、そのことにつきまして、この室に変わったこと自体が、去年変わったこと自体がおかしいので、あえて何回も言わせてもらってるんですけど、その辺を含めて、副町長の方からのお話と、それから教育委員会の方から話が出ておりますけど、これからは社会教育というのは非常に重要視をされてるんじゃないかな、地域と学校と家庭、この三つの協働ということで政府も取り組んでおりますし、いろんな市町村に、県におきましてそういう取り組みを行っていると思います。

そして、社会教育主事が大分県下で、津久見市がゼロ、そして玖珠町が配置人員でゼロということになっております。やはりそういう社会教育が大事になってくる中で、各教育委員会の中に社会教育主事を置くという規定があるのに、玖珠町はなんで置いてこなかったのか、できてなかったのか。これなんか、さっきのブロードバンドの方も一緒なんですけど、どうも津久見と似た傾向があって、遅いなあというような気がしております。やはりコーディネーターというような立場になってきますと、自分が考える中に、役所の中だけにとどまるんじゃなく、常に学校や公民館、住民の方、いろんな方と接することができる、動き回ることができる、そういう人たちを是非つくっていただきたい。そして、そうすることによって、明るい玖珠町ができるんじゃないか、いい子どもたちの教育ができるんじゃないかなというふうに思っております。

先日も、ちょっとある学校のことと心配事があったんで相談したときに、それ社会教育の方からも話をしてくださいとかいうことございました。やはりもう学校教育、単なる学校教育だけでなく、社会教育の方にも、今、そういうところ向けられておりますので、その辺につきまして、適切な配置が必要じゃないかな。そしてまた、組織において、先ほど申しましたように、主事ということございまして、ほかの職務と兼ねるのではなくて、やはりそれなりの仕事をできる人を、これ法律の中でいきますと、資格が必要ということになっておりますが、資格は役所におられて、役場におられて何ヶ月間経験して、そしてその中で講習等を受けていく中で取れるようになってるような法律があります

ので、その辺の人材づくりも大切じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺につきまして再度お聞きします。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、ただ今、河野議員のご質問でございますけども、当時、商工観光室と、商工観光振興室というふうなことで組織替えがございました。確かに、当時、産業振興課ということで、玖珠は農業の町で、農業を基点として商工業を発展させた方がいいんじゃないかというふうなことで、議会の方に課の統合というふうなことで提案をさせていただきました。結果的に、農林課との統廃合というふうなことにならなくて、結果的に商工観光振興室というふうな形に残ったというふうな経緯がございます。その際、企業立地部門を何とか前にもっていきたいというふうなことで、地域力創造課というふうなセクションの中で前に進めようと。当時から、農林系の企業の誘致というふうなことでかなり動きがございましたんで、それは地域力創造課の中で、すでに企業、畜産系の企業が誘致がされ、また拡張の立地表明もされたというふうな形で、非常に前向きに進んでいるというふうな状況であります。

先ほど、河野議員の方から話がありましたように、室というのは臨時的な組織というふうなことだというふうなことで、今お話がありましたけども、必ずしも室というのは臨時的な組織というふうなことで認識をしてるわけではございません。課に至らない小規模な室と、組織というふうなところについては、室というような形で組織立てをいたしております。現在も、公園の整備室というふうな形で、これも係が1つでございます。そういった形で、行政の組織というのは、それぞれの組織の実態に合わせた名称というふうなことを付けるというふうなことで、必ずしも臨時的な組織というふうな意味合いで付けてるわけではございません。しかも、先ほど町長から話がありましたけども、室から課にすれば、町がよくなる、商工振興になるというふうなことではなくて、商工観光振興室というふうなことは、先ほども総務課長ありましたけども、グリーンツーリズムからしても、観光からしても、農林とも関係あるし、企業立地というふうなことであれば、先ほどの地域力との関係もあるというふうな形で、どういった形で業務を担ったらいいのかというようなことを、現在検討中であります。

ですから、それぞれの行政の組織というのは、それぞれの地域の産業の構成なり地域の実情に応じて実態が変わってるのが実状でありまして、先ほど、商工観光、どこに行っても商工観光だというふうな話もあるんですけども、姫島村なんか、特段商工観光課というふうな形の組織立てを加えてなかったりとか、大分市なんかであれば、部長制を敷いてたりとか、部長であったり課長であったり、室であったりというふうな、それはそれ、ところどころの地域の産業の実態、行政組織の実態というふうなことを勘案しながら、どうしたら一番前に町が進んでいくかといった中で、いろんな検討をなされてるというような状況であります。検討結果について、いろんな形で検討を加えてまいりますので、今、各班でそれぞれ検討を進めております。組織機構検討班というふうな中で検討していかないといけないというふうなことで、一部、先ほどあった観光施設にしても、カウベルと道の駅といった、町の指定管理施設の観光事業もございます。そういったところとの商工観光の兼ね合いというふうなこ

と、個々に言えばいろんな兼ね合いが出てくるので、今しばらくこういった細かな組織検討班の中で検討していきたいというふうな状況であります。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 河野議員ご指摘のとおり、社会教育主事の機能、必要性については、まさにそのとおりでございます。例えば学校教育一つに取りましても、今日の環境、価値観の変化、あるいは社会構造、就労構造の変化等を勘案しますと、どうしても学校現場だけでは解決できない問題あります。家庭、それから地域、社会ですね、そういうところで有効に機能をさせてもらうのが社会教育主事であろうというふうに考えております。そういう必要性があるにもかかわらず、今日、県下の幾つかの町村のように、ゼロであったということは反省をしなければならない。そういう意味から、新年度設置へ向けて検討をいたしますけれども、ただ、専任ですね、このことについては、すでに資格を持っておる町の職員の年齢とか適材適所、そういう部分も全体で考えなければなりませんので、とりあえずは兼務をまず検討したいと、そういう方向で取り組む所存でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） それでは、これまでの質問を終わりたいと思います。

次に、4番目の子宮頸がんワクチン接種の取り組みについてでございますが、この件につきましては、秦議員も書いておりますので、簡単にいきたいと思いますけど、この取り組みにつきまして、お考えをお聞かせください。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

子宮頸がん予防のためのワクチン接種につきましては、先の国会で、平成22年度子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進臨時特例交付金ということで可決されました。これを受けまして、本町では、県下の情勢も見まして、緊急対応としまして、平成22年度の実施を計画いたしております。9月議会で秦議員さんにも回答を申し上げた時に、お話ししましたが、このヒトパピローマウイルスというのが性感染症による感染症であるということから、性教育と同時に対象児童・生徒に教育する必要性がありましたので、それを重点的に、その後、学校等の関係機関と協議したり情報提供しているところでございます。本年度は途中の開始ということで、これは全国版でございますが、対象者は中学1年から高校1年に、どの年齢でも対象児童になるわけですが、今年度22年度に関しましては、玖珠町は中学3年生と高校1年生、次年度23年度には、中学1年から高校1年生まで全学年、ただし、本年度高校1年で接種した者に関しては、23年度も高校2年になるわけですが、対象児となりますので、その生徒に関しましても対象といたします。期間は、今年度2月、玖珠町では2月実施ですので、2月から、次年度の24年度3月までの期間といたします。

以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） やはりこれ、前の委員会ですかね、にも話したんですけど、九重町が全国に先駆けて、日本で一番最初に取り組んでということで、何とか玖珠町も考えたかどうかという話をしておりました。その中で、今課長も言われましたように、思春期の子どもたちであるために、性教育も必要じゃないかなというような話を聞いております。その辺で、9月議会の時には、そういうことがあるんで、まだ今は考えられてないというような答弁だったと思います。また、後遺症のことにつきまして、その辺が安全性が確認できないからということ、これはたしか委員会だったと思うんですけど、聞いておるんですけど、その辺につきまして、学校教育の方とは、そういう経緯を受けて、学校の子どもたちに対して準備ができたのかどうか、確認したいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

本件に関しましては、常に教育委員会の学校教育の関連と協議しながら進めております。まず、9月議会後には養護教諭、また校長会等で申し入れを行いまして、2学期末の期末PTAをはじめ、1月では特別にその日を設けまして情報提供をすることになっております。

以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 是非学校教育の方とよく打ち合わせされて、していかれた方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

また、先ほどちょっとお話ししましたが、後遺症の問題がという話も出ておりました。しかし、日本の医師会含め、また世界で進められている中で、すべて100%安全かどうかちゅうのは、私たちはお医者じゃないし、わからないし、その辺についても、かなり専門的な人じゃないとわからないところもあると思うんですけど、行政が進めていく中で、遅れる原因に対して、そういうところをですね、いつも思うんです、玖珠町が遅くなっていく、なんで遅くなっていくかの原因に、そういう問題を出されたら、こちらも調べようがないし、難しいところ出てきます。で、そんなら、今度、国が事業費で認めたから即対応すると言われる中で、役場、玖珠町はどういうふうな決断の仕方、決め方、この事業に対しては進めていく、そういうようなところがよくわからない。町長の判断でいくのか、それともそういう会議を持ちながら進めていくのか、その辺よくわからないんですけど、とにかく事業を進めていく中で、早めの取り組みということがやはり必要じゃないかと思っております。決して悪い方に早めに取り組んでいくということは困るんですけど、なるべく早い、

○議 長（藤本勝美君） 河野議員、残り3分ですよ。

○6 番（河野博文君） わかりました。早い取り組み方をお願いしたいなというふうに思っております。

もう時間の方が3分となりましたので、玖珠町の工業団地の最近の状況につきまして、一言というか、お聞かせしていただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

玖珠工業団地の事業につきましては、大分県、大分県土地開発公社、町において事業の基本協定締結をいたしまして、三者が連携をとりながら早期完成に向けて精力的に事務を進めております。

本年度の主な事業の状況ですが、まず、平成14年から実施しております、埋蔵文化財発掘調査についてでございますが、調査が必要とされている全体面積は、10万5,300㎡のうち、前年度までに1万8,370㎡の調査を実施しており、弥生時代の大型建物跡や古墳時代の古墳、旧石器時代から中世の間の遺構、遺物が出土いたしております。

今年度につきましては、事業主体である県土地開発公社が大分県埋蔵文化財センターに調査をご依頼し、約2,300㎡の面積を調査したというふう聞いております。今年度見込み分を加えた全体の進捗率は約19.6%となっております。県及び県土地開発公社には、引き続き、早期の事業完成を要望してるところでございます。

また、本年度は、工業用水の水源可能調査のため、大分県に事業要望を行い、工業団地予定地の西側において電気探査を実施いたしました。一昨年度に、工業団地予定地内の東側部分で電気探査を実施し、

○議長（藤本勝美君） 課長、端的に。

○地域力創造課長（河島広太郎君） はい。水源可能となる場所が確認されましたので、昨年度、揚水試験を行いまして、日量300トンが出ているところでございます。今年度も、西側の方で可能性のある地域がございますので、これについて要望をしておるところであります。

○議長（藤本勝美君） 質問時間は終了しました。

○地域力創造課長（河島広太郎君） よろしいですか。

○議長（藤本勝美君） 端的にまとめてください、答弁は。

○6番（河野博文君） それでは終わります。

○議長（藤本勝美君） 6番、河野博文議員の質問を終わります。

次の質問者は、15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 15番片山博雅です。

私たち議員は、多くの町民の町政に対する意見を聞いて、その希望と批判の声を代弁し、議員としての研修や知識を生かし、玖珠町の活性化や問題点の解決に向けた質問をしております。

今回の一般質問では、通告に従い、玖珠町の防火対策、2、町民皆水道について伺います。

議長の許しを得まして、一問一答方式で行いますので、よろしく願います。

建物火災の初期消火対策について伺います。

玖珠町では、昭和41年2月、昭和町で、強風、密集、水利不足等で、玖珠町消防団史上最大の惨事が起こりました。広い地域の玖珠町で、火災発生から消防車が到着するまでかなりの時間がかかる。

防火用水槽があっても、消防車が来るまで時間がかかるというところで、消火栓があれば十分な対策が

できるのではないかと思います、初期消火対策について伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

初期消火対策の件でありますけれども、現在、玖珠町には消防団員、条例定数506名でございますが、実数472名と、30名近く欠けておりますけれども、これは31部の部から考えてみますと、1部1人程度ということで、まあ概ね良好な数字じゃないかなと思っておりますし、この472名が4方面隊31部の構成によって消防団を現在構成してるところはご承知のとおりでありますけれども、こうした団員が、日頃の訓練と併せて、常備消防と協力しながら防火態勢に取り組んでおるところでございます。

単純に1つの部が担当する面積は、町の面積を割りますと9.24km<sup>2</sup>と、3km四方ということになります。それから、世帯数においても、約220世帯という受け持ちをしてる状況でありますけれども、この建物火災の初期消火対策については、各方面隊の住宅密集地であります旧森地区、それから春日町周辺、それから塚脇周辺、平川周辺、太田本村周辺というところには、水槽付きポンプ車もしくはポンプ車を配置しまして、消火口の排水溝が2口以上の消火体制を構築してるわけでございます。地域によっては、防災無線の放送後、常備消防よりも先に現地に到着して消火活動を始められるケースもございます。周辺地域においては、時間帯によりまして、火災の時間帯によりまして、十分な隊員の確保がありまして、十分な確保が難しいという不安を抱えておる地域もあるようでございますけれども、こういった不安を少しでも軽減できるように、こうした地域には、要望に応じて、年次的に防火水槽等を整備しとるのが現在の初期消火の体制でございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 今、総務課長より、建物火災等についての初期の対策ということですが、まだこれ漠然として、細部が出てないのも答弁の内容だと思っております。

地域が広いということは、もう十分みんな認識してると思います。最後に、防火用水槽等を準備しておるといった話もあったんですが、これはですね、あとで住宅火災の消火栓、防火用水槽の地区毎の設置数ということの前になります、防火用水があっても消防車が到着しなければ消火ができない。初期消火ができない。先週、消防署に行って研修をしてきました。それは、初期消火5分、119番通報があつて、今は日田の本部の方に入るけど、同時にもう玖珠にも入る。消防署員が仮眠して、電話が鳴ると同時に、確認しながら出てきて、出動まで60秒で出動するそうです。そして、現場に到着して、順調にいったときに、水利、今20トンかポンプ車に積んでますですね、それを使うと、使うまでやっぱり65近くかかる。ということは、5分のうち、準備に1分20秒、約3分ぐらして勝負するということになってくるんですが、これはですね、なぜそういうことかは、いろいろ火災の実験等をしてこういうことができたそうです。

玖珠町で5分以内に行けるとこっていうのは、大体森町が基準となる。大体消防署から円をずっと描いたら、大体もうまんだれっていう、縄張りっていうんですかね、そのエリアが出てきます。そう

いうところで初期消火ができるというのは、やはり消火栓があることが条件だというんですね、消火栓。この消火栓がなければ、やっぱり今度は水利を確保せないかんということが出てきて、あとで予備消防団員（仮称）の採用についても触れるんですが、この消火栓の設置について、その次がありますので、数、防火用水槽の地区毎の設置数を伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

まず、消火栓につきまして、これは公設消火栓、町がするやつと、私設消火栓といいまして、農業用水とか簡水、こうしたものがございまして、これを地区毎にちょっと申しますと、例えば森地区は、公設消火栓が84基、私設消火栓が17基、それから玖珠地区、公設消火栓が76、私設消火栓が11、北山田地区におきましては、公設消火栓が63箇所、それから私設消火栓が22箇所、八幡地区においては、公設消火栓が3基、3箇所、それから私設消火栓が15箇所ということで、玖珠町全体においては、公設消火栓が226基、それから私設消火栓が65基でございます。

それから防火水槽のこと、ちょっと今触れてますので、これも併せて報告いたします。

防火水槽については、森地区が16箇所、玖珠地区が14箇所、北山田地区が22箇所、八幡地区が19箇所、玖珠町全体で71基という状況でございます。

○議長（藤本勝美君） 片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 非常に各地に調査してるようですが、この消火栓の公設、私設ということになっていって、やはり寂しいのが、八幡が公設は3、これは池の原地区にあつて、それから先はないんじゃないかと思っております。なぜか。上水道が普及してない。簡易水道ができてない。給水施設ができてない。これが大きな原因であります。

また、私設になってきますと、八幡の15は地域住民がそれぞれの自治区で費用を出して小さな消火栓を持っております。これは、小林町長の時に、その地域にホース格納庫の補助ができないか、もう少しホースを増やしてほしいということをやったら、そんなのはできないという、けられました。そんなことすれば、スプリンクラーまでせないかんじゃないかという、町長の答弁でした。スプリンクラーと消火栓は全然関係がありません。ということです。

それで、この防火用水槽にしても、消防車が現地につくまでは役に立ちません。やるとすれば、戦時中のバケツ搬送、これでやるしかない。ところがそこにバケツはない、人はいない。こういうところで、ある時、その点について一般質問をしました。そのときに出た答えがですね、やっぱりある総務課長が、消防車が来なければ役に立たない防火用水槽については検討する必要があるとこう言ったけど、検討はないと思います。申し送りないでしょう。すなわち、貯水量40トンの水が、平成11年度は46箇所あったんですね、それがもうかなり増えてると、57ぐらいに増えてるんですね。そして、地元負担10%ということで、約500万の費用で防火用水槽を造っております。そういうところで、ポンプ車が来なければその防火用水槽に500万もかけて造る必要があるのかと私は思っております。同じ造るなら、地下水をポンプアップして消火栓を造ってやる方が、老人でも、婦女子でも消火ができると

いうことで、この点についてやはり検討をしていただきたいということです。

大体、この検討というのは、積極的に検討する、検討を前向きにするということ、いろいろあるけど、大体あとで水道、町民皆水道で出てくると思うんですが、なかなか金の関係、予算の関係ということでできないというけど、やはり住宅密集地については消火用栓を設置する必要があると思っております。

次に、予備消防団員（仮称）の採用について質問をいたします。

消防団は、今、課長の答弁でありましたように、定数より30名ほど少ないんですね。「珍珠消防団条例、非常勤の消防団員の任免、定員、服務、給与等については、この条例で定めるところによる。団員の定数は506人とする。」と、こう書いてるんですが、本団員の消防団員は、仕事とか何かかかかか、なかなか昼間はいない。どこに行っても人がいない、昼間は。そういう中で、残ってるのは高齢者と、今、女性も働きに出て行っておりますので、子どももほとんどいないということで、道端で、年取った人たちが、今はひなたぼっこをしてるというような状況であります。そういうときに、この消防団の予備消防団員、これは私の仮称なんですが、採用したらどうかということでもあります。

現在、女性を消防団員にするとか、もう増えてきましたね。そして、自衛隊の中でも予備自衛官制度があります。この予備自衛官制度は、自衛隊で1年以上勤務した者、そして定年して60歳までの者は予備自衛官になれます。ただ、自衛隊の経験がなくて、自衛隊の方に国防の一員を担いたいという人に対しては、予備自衛官補、補欠の補です。予備自衛官補という制度があります。これは希望した人を、試験を行って、一生懸命勤務して真面目にすれば、予備自衛官に承認する制度です。ただ、本職員、本自衛官になるのはまだできないようであります。火災時の消防車の出動について、夜間と現地に着いた場合、水利がわからない。一番水利がわかってるのは地元の人たちであります。河川があっても水がない、溜め池があっても水がない、どこへ行っても消火栓がないというような時に、その予備消防団員に指定された人が、まあ旗かなんかわかりませんが、持って行ってですね、この方向に水利がありますと言えば、早く消火ができるという利点もあります。

これに似たのが、今、白バイならぬ赤バイというのが、都会であります。これはオートバイに2両がホースとかポンプこれを積んで、2両で行動し、もう混雑しても、どんどんどんどん、オーバーに言えば、歩道でも通って現地に行くというような制度です。こういうのがあって、この消防団には、終わった元消防団員、それと消防署員を辞めた元消防署員、それと希望する人等がたくさんおると思いますが、こういう消防団予備の採用について伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 予備消防団員ということで、これは仮の名称だということでもありますけども、これについても、確かに議員さんご懸念されてるとおり、今現在、団員がやっぱり欠員があるということの一つには、団員の皆さんが、もう自営業じゃなくて勤めに出てると、非雇用化といいますか、こういう状況で確保が難しいということで昼間の消火力の低下が懸念されておりますので、OBの有効な活用ということも一つの、これはもうずっと検討されておるわけでありまして、少なくとも、

現在、ある地域では、OBを組織化して、この消防団員本体のバックアップ体制をとってるような地域もあるようには聞いておりますけども、まだ全町的にはなっておりません。これはあくまでもやはり危険な最前線でありますので、OBの方々もう歳を取っていらっしゃる方も多いようでもありますけども、最前線に出すわけにいかないだろうということの議論でありますけども、それからまた、こういった公務災害という、違う面ですね、これは事務的な話になりますけども、そういう問題もやはり懸念されますので、慎重に取り扱っております、現在のところ、そうしたOB団員の組織化というものはまだはっきり結論は出ておりませんが、確かに消防力の低下にならないような形を考えていかなきゃいけないと思います。女性消防団の募集もその一つだろうと思いますし、これからまた、今ご提案のありました赤バイ部隊ですか、こうしたことも検討を、調べてみたいというふうに考えております。そういう状況で、現在のところOBの予備、議員おっしゃるところの予備消防団員という募集については、これは、まだ今のところ採用を考えておりません。今後、引き続きこれはちょっと検討を加えてみたいというふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 日田玖珠広域消防でちょっと話をしてみました。この件については、非常にいいですね、しかし玖珠はどうでしょうかという疑問を出しました。今答弁では、危険、それと補償等の問題、それで第一線ではという言い方するけれども、夜間、救急車が来ますですね、急病人が出て。それで一番困るのは、誘導者が道路上に出てないということで、消防の救急隊員もどうだろうかという、サイレンだけは鳴らしてますからね、ピーポー、ピーポー。そういうのが出て、出て行ってどこだということをやりますけど、そういう消防予備団員等に採用されれば、消防署にどこで火事だ、どこで救急だということが聞くことができるし、より早く現地に行くことができるという大きなメリットがあります。そういうのを考えて、高齢化する地域の中で、そういう人たちを、これ第一線じゃないですもんね、後方で支援するんだというような形で、早急に検討していただいて、玖珠がやってるぞというふうになってもらいたいと思います。

それとですね、消防車が、私も初めて勉強になったんですが、現地に行く、どこまで放水ができるかということ聞いてみたんですが、10気圧の消防車で50ミリ、5センチのホースだったら、400から500メートルしか真っ直ぐ水がいかないと。ただし、真っ直ぐ水がいかないというのは、段差が出たり、上り勾配になったら400もいかない。それで、1キロになると消防車同士で中継をしていく。中継の仕方も非常に難しいということで、1回来たホースを消防車の次の消防車の水取り入れ口につないで、それからまた持っていくというのが、空気が入ったりなかなか難しいということで、今は、来た水をタンクに1回移して、それから汲んでまた、後かけていった方が十分な効果があるということを知りました。

ということで、町民皆水道について、質問をいたします。

綾垣地区で、今回、飲料水不適地として、検査の結果、はっきり住民が困っているということであります。この件については、平成8年に、八幡、綾垣地区の2つの自治区で水質検査を大分県保健所の

手で実施してもらいました。検査件数23件、対象住民120名のうち、17件が飲料不適、74%が不適と診断されました。そのときに出たのが、これは平成12年の12月議会で、同じ地域に住むお年寄りが、83歳のお年寄りは、毎日自宅から1キロ離れた所まで水汲みに行ってるんだという、これは議会だよりの記事であります。こういうことがあって、それからずっと対策、まあしてないのと一緒にですが、綾垣、池の原までは上水道が来てる。下綾垣までは、ほしいけどいってないということで、今回は、下綾垣地区の住民が、自分の費用で佐賀県環境化学検査協会に水質検査を依頼いたしました。その結果、一般雑菌、鉄及びその他鉱物、マンガン及びその他化合物、濁度、濁りですね、これで不合格という結果が出ております。この結果、鉄分については0.3mgの基準が0.88、約30倍の鉄分があるということでもあります。そういう結果を踏まえて、町としては、普通、消火栓が断水したりすると給水支援を行う。こういう地域については、そういう地域に災害派遣同様の給水支援というのはできないのか、水道課長にお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） お答えをしたいと思います。

時期的部分的な支援ということになりますれば、浄水場の方にタンクを準備をいたしておりますので、それで、この前も八幡小学校、中学校どちらもありましたが、タンクで給水の準備をして、そして施設が直るまでそのタンクで対応していたということでもあります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 継続的なそういう給水支援はできないと思いますけど、早くその地域の水道が普及するというのを、地域住民みんな願っているのであります。

そういう中で、私は平成6年6月議会から今日まで大体23回の町民皆水道の質問をしております。しかし、良い答えはほとんど出ておりません。理由がですね、平成6年6月議会では、町民皆水道、水不足、飲み水不足で困ってる人を救ってほしいということをやったら、当時の助役の永松助役が町長代理で、普及等は実施するよう指導していきたいということや言ったんですが、平成16年に第2次水道拡張事業が完成するというまで、一向に、水がない、金がない、何がないということで、延ばし延ばしになって、平成16年に早速なったら、「水の確保は行政の原点である。上水道の拡張を検討している」と、淡々ときたんですが、平成18年、「17年度より町民皆水道は水道行政の長期の目標だ、安心、安全な水を町民に供給するのが使命だ」と、使命ですということやっておりますね。これは時の町長です。そして、平成19年12月議会で、八幡地区に公共水道の加入希望調査を行ったが、50%弱の加入希望で、100%に近い加入がなければ、水道会計は独立採算制であり経営困難であり、上水道区域以外拡張はできないという答弁をいただいております。100%の加入、これは無理ですよ。なぜか。もうその水を飲んだら死ぬるんだ、毒が入ってるんだったら飲まないかわらんけど、今までずっと汚い水でも飲んできた。あるところでは、大雨が降ると風呂に入ると下がざらざらする。軽石性の砂が入ってきて、それでも風呂に入っているということやっております。そういう中で、独立採算制ということで、独立採算制というのは、水を売って、そのお金で町職員、そして維持管理を図

るんだが、言いながらでもやっぱ、北山田簡水には年2,000万、八幡小学校等には、鉄分が多いということで、鉄分除せつ機を設置して、これはたしか水道課じゃなくて教育委員会かどっかから出るんですかね。まあそれは、そういうところが出てきてですね、やっぱり水道は上水道と簡易水道が普及されてないからできないんだという答えが出てくるわけですね。こういう中で、やはり今、水道が来ている地域でも、やっぱ飲み水を買ってるんですね、霧島の水とか日田の何とかの水とかいうことで。だから牛乳1本1リッターが水1リッターと値段が一緒ということで、いかに町民が、住民が良い水を飲みたいかということで、八幡中学校に来たある先生が、こんなうまくなえ水があるんかと、私に言いました。そういうところで、上水道の普及こういうのをやってもらいたい。そういうことです。

これは後で出てくると思いますが、それと玖珠町第3、第4次総合計画での上水道整備と、第5次計画（予定）での上水道整備関係についてお聞きをします。

これはですね、第3次総合計画、この中では、とにかく前向きにやっついこうということがちゃんと書いてるんですね。ところが、第4次にやった時にどう書いてるかということ、上水道区域の拡張しかない。こうなってるんです。これは、総合計画というのは、町の一つの羅針盤であって、町民等がこれを見て、どうしたらいいかということをしていろいろ議員の方をお願いをしたり、聞いたりして、町に届けてこういうのが出てきていると思います。届けている人がこれを作るんですけど、この中でですね、上水道の整備、清浄にして豊富な水を間断なく安心して供給することを目的とし、玖珠町上水道第2次拡張事業、平成10年度を完了目標として、現在進行中ということで、これは平成13年から平成22年でありますから、当然これは出てくると思いますが。今後は、給水区域の拡張を検討し、当面は、給水区域内の普及率の向上を図り、公衆衛生、生活環境の改善を目指す、こう書いとるわけです。

それで私が気になるのが、この第5次水道町総合計画について、これどうなってるのかということで、まだ公表はできないけど、課長。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） 4次総合計画では、片山議員さんが言われたとおりのような形で目標を定めておると思います。今回の5次との兼ね合いでありますので、若干説明をさせていただきたいと思えます。

4次総合計画の中では、議員さん言われたように、給水区域の拡張を検討して、当面は給水区域内、エリア内の普及率の向上を図って、公衆衛生、生活環境の改善をということで目標にしておりました。その結果、言われたように、2次の拡張工事が平成16年度に完了いたしまして、その後につきましては、区域内、エリア内の未普及地域の加入促進に今、力を入れてきたところであります。現在、水道課の方で、水道の基本計画、それから地域水道ビジョンを策定中であります。まだ今のところ、案とか骨格はできておりますが、最終的に出来上がるのが、もう間近だと思っております。

この中で、玖珠町の将来にわたって安全な水質の水を安定して町民に供給し続けるように、水道事業が抱える諸問題、諸課題ですね、問題の整理、それから目指すべき方向性の策定、具体的な施策の

抽出を行うこととしております。また、近年、地震とか渇水等の自然災害発生時における給水といった、安定供給に携わる問題等、新たな課題が出てきております。併せまして、基幹施設の耐震性の問題、それから、散在する小規模水道の維持管理等の課題もありまして、施設整備等と財源の健全な均衡を維持しながら、計画的に今後対応していく必要があろうかと考えております。

今後は、この、今策定中の水道計画、それから地域水道ビジョンに基づいて事業展開を図っていきたいと思っております。片山議員さん言われたように、5次総合計画の中でということですので、この地域水道計画、それからビジョンの内容を、5次の中に謳い込んで反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 第5次で反映していくということですが、なかなか難しい問題山ほどあって、この我々は、議員は、いろいろな問題はこうして総合計画とかを見ていくんですが、上水道の関係を私は今、あちらこちらの今までの古い書類とか見てやってるんですが、この点について、上水道の関係第5次水道計画は終わりました、町水道事業計画策定検討委員会設置の進捗状況について伺います。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） お答えしたいと思います。

事業計画策定検討委員会、これは統合計画、昨年統合計画を出しました。統合計画策定委員会ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

委員会、この統合計画策定検討委員会につきましては、平成21年度、昨年ですが、6月23日に発足をいたしました。以後、4回の検討委員会、それからワーキンググループの検討会を実施をいたしました。この間、1月、今年の1月ですが、1月に、2日間にわたって総務省の経営アドバイザーによる経営アドバイス講評をいただいたところでありまして、この結果を踏まえて、今年3月8日に、県を經由しまして厚生労働省の方に統合計画書を提出をしたところでありまして、その後の進捗状況としましては、この統合計画も踏まえまして、現在、先ほども申し上げました基本計画水道ビジョンの策定を行っているところであります。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 説明では、課長説明では、経営アドバイザーから講評をいただいたということですけど、その講評とは、いい講評なのでしょうか、ただの講評なのでしょう。そこをお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） お答えしたいと思います。

いろんな形で、広義、広い意味での講評、今後統合するには、ハードで統合、施設を統合するのか、ソフト統合、経営のみを統合するのか、それから、上水、北山田簡水のための統合になるのか、あと、

町内に散在してます簡易水道、それから給水施設はどうするのか、そこら辺も含めて、なかなか地域が広大なために、なかなかすべてをまとめるというのは非常に厳しいものがあるかと思っております。そういうところの給水施設については、指定管理者の方向にもっていったというような講評、講評はいろいろそういう面も含めまして、広い意味での講評はいただいております。こういう場合はこうした方がいいとか、その中で、基本計画、ビジョンの策定を急ぐべきであるという結論をいただいているところがございます。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 平成6年から、町民皆水道をずっとやってきて、いまだに方向が定まらない玖珠町であります。平成17年から平成21年までの5ヶ年間、玖珠町過疎地域自立促進計画というのがあります。この中で、「水道、90%を超える大多数の国民が水を利用し、衛生的、安全な飲料水を利用できる時代であるが、本町の水道普及率は70%台と、全国平均に比べて低い。本町は地理的な水源地帯であるものの、地域が山岳帯であり、集落は広大な範囲に点在しているため、水道施設の建設条件に恵まれてない。それと、増加する給水量に、水の安定供給を図るため整備を行ってきたけども、第2次水道拡張事業が平成16年で完了予定。今後は、給水区域拡張の検討並びに水源不足に悩んでいる町内の未普及地域に対し、簡易水道や給水施設などの生活環境改善のための整備を求められている。」と、こう書いております。

ところが、なかなかこれが実現できてないんですね、計画は確かにあるんだけど。こういうので、私は小規模、小規模、水道未普及地域のために、とりあえずということのできた小規模の給水施設等があるんですが、これについては、条例ならぬ水道使用要綱の中に入っているわけですね。これを見ると、もうこの水が悪いんだという前提で書かれていますね。課長、この小規模の地域はもう水が悪いんだという前提で書いてるんですよ。どういうことかということ、これ今、保守点検、異常を発見した場合、約すると、直ちに次の処置を行うこと。異常な周期が認められた、異常な味が認められた、異常な色が認められた、異常な濁りが認められた、という条件が書いて、もういかにも、もう次に水が悪くなる。というのは、地下水は、地震、地殻の変動その他によりてどんどん変わってくるというのがわかってると思います。そうなってくると、今、八幡地区でボーリングしてる地域がありますね、よくやっております。個人でやるとこ、小規模でやるとこ、いろいろやっております。ある地域は、300メートル近く掘って、やっとまともな水が出た。約300万以上かかっておるんですね、いろいろと。それ以上かかっている。そうして、ポンプが故障する、いろいろ不合理が出た場合には、全部個人で払わなきゃならない。こういうのを考えていると、本当に玖珠町は水差別ということで、差別のない町をつくらうじゃないかと言ってるけれども、片や、この水差別がまだまかり通っていることになってきたということですね。やっぱり一考を要するというよりも、早急に改善を図るべきではないかと私は思っております。

これから高齢化が進むに連れて、買い物難民という言葉が今、出ております。買い物に行けない。そういう人たちはどうするか。東京周辺、大阪周辺では、団地ができて、安い、都心から離れた所に

団地を造った、団塊の人たちが、今、高齢で、当時は、5階まではエレベーターがなくてもよかったのが、もうエレベーターがなくては上がれないということで、いろいろ各区なんか考えてるところであります。

そういうことを考えた時に、この玖珠町水道ビジョンというのを見ながら、ちょっと聞きますと、実際は、玖珠町の上水道の対象は1万人だったんですね、当初計画は。ところが内帆足水系、これができるまで、大体これが4,000人ぐらしていますよね。そうすると、非常に矛盾考えるのが、13ページの中に、玖珠町の水道ということでいくと、簡水とか専用水道でいくと1万1,587人がこれを使っているということで、1万足すともう2万超してる。それでも普及率はまだ上がってないということは、ちょっとおかしいんじゃないかということとか、また、水の料金が一定でなければ、厚労省か、19年、上水道の普及はできませんよと言った。これは前の町長と課長の時にその話をしたらですね、水の安いところ使ってる人が上水道並みに上げるとかわいそうだと。かわいそうだと言う。私はもう水のないところは遅れてるのに、小船に乗っているのがかわいそうだというならおかしいと言ったんですよ。だから、これは将来的に上水道と同じ料金にするということが前提になれば、上水道区域の拡張はできるというふうに判断して、5,000人以下は知事の認可でできるんですね。そういうところを考えて、これからビジョンを作っていく中で、水道事業が抱える課題ということで読んでみました。確かにそのとおりであります。しかし、それはいろいろな方でおるんだから、一番いい例が、家庭用水道料金の比較ということで、月平均で1,246円、上水道と北山田簡水は。ところが、あるところは月平均で150円、600円、500円とかいうところがあります。そういう人たちは一律にすれば、確かに値段が上がるけれども、ポンプの故障、配水管の故障等はそこで維持管理、地域の独立採算制ということで、普通の一般会計から繰り入れる必要はないとは思ってるんですが、そうすることがどんどん普及していくということになりますけど、そこをお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） そういうところにつきましては、そのビジョン見られたかとは思いますが、指定管理者制度の方向でもっていく、それが一番ベストじゃなかろうかというふうに考えてます。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 今、指定管理者制度という話が出たんですが、小林町長の時に、あんまり上水道区域が拡張しないから、もう上水道関係は民間に委託したらどうかということをやったら、それはすぐはできないんですね。厚労省の認可とかいろいろあつてできないということだったんですが、たしかに、今言うように、指定管理者制度を導入することによって、やっぱりどンドンどンドン地域の水事情がよくなってくるとは思っております。

先日、ある水道屋さんに行ってきました。そしたらですね、地下水、井戸水でも大丈夫という、要は夜間、水を利用しようということで見てきたんですが、もう、今は水道のパイプもいろいろないのでできておって、もう温水でも送れるという水道管があるという話を聞いてきました。こういう中で、やっぱり地下水に恵まれない人たちは、これでもちゃんと、まずは水質検査でご使用可能かお確か

めくくださいと、大きく書いております。こういうことで、玖珠町の皆さんが、安心、安全、安心して老後を暮らせる水を普及してもらおうということ、もうゆっくり検討じゃなくて、もう緊急事態だというようなことで取り組んでいただきたいと思います、よく、前々町長は、私は水道の上司ですと言っておられましたけど、ただ、質問になるといつも水道課長を答弁させておったんですが、この水、水道、上水道普及、町民皆水道について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） 今、議員さん言われたように、小規模な給水施設、それから個人でやっている施設がありますね、そこら辺については、まだ完璧に全部をすべて把握はしておりません。今後については、実状といいますか、実態調査を早急にやって、内容を集約していきたいと考えております。

それから、先ほど言われた綾垣地区につきましても、今お話ししておりますビジョン、基本計画ですね、その中に綾垣地区ということでも謳っております。どういう事業で、どういった範囲、大字綾垣地区全部になるのか、下綾垣地区とか、上町、中町とか、そこら辺も含めた中で、どういったエリアで、どういった事業で、財源等の問題も含めて、この中で早急に検討していかなければならないというふうに考えてます。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 町長ちょっとお待ちください。

最後に言おうと思ったんですが、小規模とかこれについては、この玖珠町水道ビジョン2010、これについては10年を目処ですね、書いてるのは、大体。ただ、緊急を要する地域についてはその限りではないというふうに理解しております。ただ、今まで水道課長経験者ここにいないと思いますが、地域にほとんど足を運んでないですね、一人だけおります。名前言わない方がいいと思うんですが、実際連れて行って、この水飲んでくださいと言ったら、コップに、いい水ですねと言って飲んだら、あ、こら悪いですねと、鉄分が多いから。これ、一人だけおります。そういうとこですね、やっぱり地域に足を運んで、アンケート等ではなくて、やっぱり金のかかることは誰もしたくないということで、本当に前向きで、なんなら、私が毎日連れて行ってあげます。遠慮なく。ということで、町長の、今言った上水道普及についてのお考えをお願いします。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

基本的には、水道というのは受益者負担が原則でございます、その受益者負担原則の中、町の運営というのは公平、公正でなきゃいけない。ある地域は水があって、ある地域はないということなんですけど、これは基本的には公平、公正の原則から、全地域やらなきゃいけないと思うんですけど、じゃ、既存の受益者と新しい受益者のとこにどのくらいの公平性が出てくるか。新規のところやる場合、既存のところの受益者の負担が上がるというところを考えなきゃいけないケースもあるかも知れませんし、逆に負担が下がるかもしれない。だから、新規のいわゆる受益者と既存の受益者との整

合性をどうするかというのは、非常に大きな課題じゃないかと思っております。

基本的には、ほんと、公平、公正で皆さん同じあれするんですけど、ご承知のとおり、この珍珠町は286㎢、非常に広大な地域でございますから、それすべて上水道するのは技術的不可能と思います。ただ、地域においてするにおいても、既存の受益者と新しい受益者になられる方の公平性をどうするかというところを考えながらやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 町長の今の答弁の中で、基本的には受益者負担、新規事業をするのも当然負担がかかるというのは、みんな知ってるわけです。個人ですれば200万、300万かけてやっている人もおります。これは、上水道を引いた場合でも負担が出てきます。ある上水道区域で、消火栓がないから、また、今、既存の水が古くなったら使えなくなるだろうということで、門司のある地域が上水道を引きました。そのとき負担が約45万、1軒に対して45万になる。一人でボーリングすれば、最低150万ぐらいかかるやつが、その半額以下で、その後の維持管理でも楽になってくるわけです。そういう大きな目を見たときに、今、小規模でやったとき、消火栓が付かない。大火事が発生した時、家は丸焼けになるんだという、先、先、先ということも読んでいただきたいと思っております。そうしなければ、やはり行政のトップとして、町民の安心、安全ということを守るために検討をすることにも、前向きに早く実現するように願って、今日の質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 10番片山博雅で議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。午後1時から再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（藤本勝美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、1番佐藤左俊君。

○1番（佐藤左俊君） 1番佐藤左俊です。町長におかれましては、連日、町発展のために奮闘されておりますことに、深く敬意を表したいと思っております。

今回は、農林業2項目にわたりまして質問をいたしたいと思っております。議長のお許しをいただきまして、一問一答でよろしくお願いをいたしたいと思っております。

本町の基幹産業であります農畜産業は、景気の悪さも原因しまして、苦しい経営を余儀なくされていることにつきまして、そういう実態にあるというふうに思います。米価の値上げ、乳価の引き上げだと、時期になりますと恒例的に運動が進められておりますが、今や、価格云々する時代ではない、負債をどうするか論ずべき時代であります。

そこで、第1点として伺いたいのは、負債が資産を上回る、農業を続けていくことのできない農家が何戸あり、その実態はどうなっているのか。さらに、農業経営を続けていけないと判断されている農家に対し、行政として何か手を打つ手はないのかどうか。併せて、ボーダーライン上の農家について

でも、対策として考えているものがあればお知らせ願いたいと思います。

次に、農業経営を圧迫しているのは農機具の購入費でありまして、償却費であるといわれております。農家各戸がそれぞれに高価な農機具の購入を備え付けておりますが、その稼働率は誠に低いのが実態であります。隣が買ったからわが家でも、といった競争心が作用いたしまして、それが重圧になっているからであります。そうしたことから、町、農協が出資して、農業機械公社を設置し、公社が農機具を購入、適正な貸価で農家に貸し出すことにすると、機具の稼働率が高くなり、機械貧乏からの救済することになると考えますが、こうした公社を設置することについていかがお考えか。

以上2点について、町長の所見をお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） ご質問の、農業経営に対する負債についてありますが、現在低迷を続けております日本経済におきまして、農業を取り巻く状況も大変悪く、特に、農畜産物価格の低下、農業生産資材や飼料の高騰など、農業経営者にとって大変厳しい状態が続いております。このような中で、議員先ほど申されましたように、農家の方々は作業効率を求めて農業機械の導入を図ってきました。特に、専業農家は、大型機械の導入により、さらなる作業効率を図ってきたところであります。しかしながら、導入に伴う資金の借入れとその返済等が農業経営を圧迫していることも事実であります。

お尋ねの、負債が資産を上回るそういった実態についてであります。議員ご存知のとおり、畜酪関係につきましても、ここ数年、子牛の低価格や経済の低迷により、子牛、牛乳商品の低迷などで大変厳しい状態が続いておるのが事実であります。また、水稻や野菜の専業農家は、天候等に左右はされますけれども、そこそこ、維持はしている状況であります。また、花卉部門につきましても、癒しの効果を誘うような観賞用の作物等でありますけれども、これはやはり景気に大変左右されるところでありまして、今のところ若干安定はしてるようですけども、一時、一時の花弁の種類におきましては、競争の激化、それから新種により厳しい状況が続いてるところもありますけれども、昨年あたりから、少しずつではありますが、花卉の部門の方も安定化を見られているようなところであります。

そうしたことにつきまして、大まかな経営状況につきましては、農協等の総会で、販売額、年間販売額の内容で想像つきますけれども、個々の負債等につきましては個人情報でありまして、現在、実態の把握はできていない状態です。

ただ、そういった機械導入による負債の圧迫ということですので、この機械導入に関しましては、その対策としまして、現在、集落営農組織、法人では8個、それから組合組織では9つの、計17の組織が成立をされておまして、この組織のさらなる成立に向けて努力を図っていきたく思いますし、また、この組織による効率的な運用のための機械の共同購入、それから受託作業を推進することで、地域の農業の維持や、それから農家の上がる生産コスト、その低減を図りながら全体的に収入を上げていく必要があると考えております。今後とも、集落営農組織の推進を図っていきたく思います。

それから、農機具貸し出しの農業公社等についてでありますけども、現時点では考えてはおりません。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1番（佐藤左俊君） 今、農林課長の方からご説明がありましたけども、個々の農家の負債いろいろ云々については、なかなか掴めてないという報告でございましたけども、実際は、今、大まかに今課長の方が答弁されたんですけども、もう今、農業関係でやって経営をされてる人たちが、かなりの厳しい状況になってることは、私が申すまでもなく、かなり厳しい状況になっております。そういう中で、行政が、ほとんどは農協さんの支援といいますか、国、県のいろんな資金の支援というのがありますけども、抜本的に、これから先の農業、どういうふうにやっぱり町としてやるのか。これは第5次の計画等の中にも縷々出てくるとは思いますけども、この玖珠町は農林業が主体の町です。この農業にどういう形で行政が今から先かかわるか。従来のようなスタイルでは、もう到底、今やっていけない状態ではないというふうには思っております。あとでまたお話の中でさせていただきますけども、この農業の問題については、いっぺんに片づく問題でございませぬけども、少なくとも、行政もしっかりその辺のところを踏まえて対応していかなければ、この町そのものもかなり厳しい状況にあると、最終的になってくるといふふうに思っております。

それでは、ちょっと個別に、次の問題について聞きたいと思っております。

玖珠の基幹産業であります畜産につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、和牛と乳牛関係についてお伺いをいたします。

最初に、優良雌牛保留対策事業につきまして、質問させていただきます。

玖珠町には、以前は、全国で通用するほど、素晴らしい系統の母牛が揃っておりました。また、子牛の平均販売価格は、全国の子牛市場でも10番以内の高値で推移をしていたと思います。最近の玖珠の家畜市場を、子牛価格を調べてみますと、安いというよりも、ちょっとこれ専門的になるかと思えますけども、雌雄牛バラツキが多くて、要するに種牛ですね、種牛の子どもが、いろんな種類がたくさん出ておるんですが、価格の面についてもばらばら、一定されてない。平均すると、安値安定価格といえますか、なっているというふうに思います。

ご承知かと思えますけども、毎年、農業新聞の中に全国の子牛平均の一覧表が出ますが、大分、特に玖珠家畜市場から、玖珠はもうその表にも載らない。それだけ厳しい、今現在、子牛価格を呈しております。具体的に言いますと、40種類以上の、先ほど種牛の子が、競争しなくて今、肥育農家さんは逆に、肥育農家さんもいろいろあると思えますけども、競争しなくていい牛が手に入ってくるんですよね。これは、よっぽど実態を把握しておかないと、以前、玖珠の子牛市場、真剣安い頃がありましたけど、肥育屋さんものすごく儲かったんですよね。それは、やっぱり売る側の体制が非常に整備されていなかったというふうに思いますし、この辺が今、かなり深刻な問題になっている。もう生産農家の方々は、もう牛ができない、そういう人がだんだん出てきています。この原因については、

十分議論されていると思いますけども、私は、県に大きな問題があるというふうに、私なりに思っております。それは、あの歴史ある畜産試験場が、現在では農林水産研究センター内の畜産研究部という組織に格下げに遭っています。そして、おまけに、これ子牛価格に一番影響するわけですけども、造成費、種牛ですね、種牛をつくる大幅な予算の減額がされております。それでなくても、種牛次第で子牛の価格が決まるわけですが、また、なおかつ、県の行政改革の名の下に、畜産技術者もかなり削減をされてきています。これでは大分県の乳牛づくりはとてもじゃないけどできないというふうに思っております。

そこで、このままの状態が続いておったら、おそらくここ10年足らずで、玖珠町から牛が一匹もおらない状態になることは明らかだというふうに思います。行政の責任とは言いませんけども、農協についても、とてもじゃないんですが、自分ところの農協経営も厳しい状況下になっておりまして、ここで私があえて質問をさせていただきますのは、やはり子牛価格の安い原因の一つに、母牛の更新がスムーズに行われてないというのが大きな原因になってます。ずっと町が一般財源をつけて、いい雌牛保留を推進しておりました。ところが、町の行政改革もありますけども、私は、少なくとも畜産は玖珠町の産業だというふうに思っております、個々の農家の品物でございますけども、やっぱり全体的に何十億という売上をしておったこの部分が、今、玖珠にいます母牛が、かなり高齢化をしております。したがって、まず町としてこの産業を生かすためには、従来の保留対策事業以上に大幅な予算措置をしながらでも、一挙にいい牛は残さず方法ですね、是非お願いをいたしまして、その点につきましての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） 議員ご心配のとおり、現在、玖珠町におきましても、大変子牛の価格が低迷化をしております、平成2年当時におきましては畜産農家も768戸とそういった数字もありましたが、現在減少しております、241戸と。ただ、飼養頭数は、一番多かった平成14年が2,998頭で、現在2,194頭ですから、800頭ほどの減少はあるんですけども、畜産農家よりは、集約的には牛の方の対数になっているのではないかと思っております。

また、今、議員言われました肉用牛の繁殖優良雌牛保留推進事業ですけども、平成6年からこの事業が取り組まれておりまして、現在もこの事業を続けておりまして、平成21年度昨年度につきましても、補助事業としましては300万ほど事業の推進に努めて、補助事業を行ってまいったところであります。

先ほど議員言っておられましたように、平成4年以降、なかなか玖珠町玖珠市場における子牛の価格も、現在、九州の中では沖縄県に次いで低い位置になっておりまして、大変厳しい状態が続いてるかと思っております。

それから、この原因の一つに、先ほど議員おっしゃられました、多産牛、牛10経以上の母牛が多くて、その母牛の子牛が玖珠市場の方に出荷をされております。そういった多産系、多産牛の子牛に対する市場での購買者、肥育農家ですけども、そういった肥育農家の方に係留をされているのが現状で

あります。ただ、低い価格の中でも、今年に入りまして、玖珠町でA5の12というグランドチャンピオンも発生しておりますし、また、日出生の方にまいりました大型肥育農家の方も、今年で約1,100頭の肥育ということで、こちらの方もA4、A5率が80%近い率になっておりまして、必ずしも玖珠の子牛が悪い状態ではなく、肥育におきましてある程度のブランド性は保っているのではないかと考えております。農協の方にも国の補助事業がございまして、優良繁殖雌牛更新促進事業というのが現在入っております、こちらの方と合わせた形で、玖珠町としましても、同じように優良雌牛の促進事業を続けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1番（佐藤左俊君） この機会に、私の方から提言させていただきたいと思うんですけども、今、玖珠町には二つの肥育農家がございます。一つは、以前からある肥育農家、それから、後から出てきたのは、県の、国等の支援の中でできました肥育農家でございますが、少なくとも、子牛価格を安定するために肥育施設、というか肥育センターはあるわけですね、で、なおかつ家畜市場で子牛が安いということは、一体どういうことかということですよ。少なくとも子牛の地元の買い支えのために肥育センターというのはあると思うんですけども、その中身が全然、私からしますと絡まっておりません。もう一つは、やはり子牛とか、産地というのがあるわけで、大分県一本で子牛価格平均をするんじゃないくて、それぞれ産地ごとに子牛ちゅうのはそれぞれあるわけですよ。ですから、やっぱり子牛の安定的に良い品物を出すためには、良い母牛を地元に残さなきゃいけないんですよ。今の状態じゃったら、おそらく残したいでも残しきらないんですよ。

これもう端的に申し上げますと、今、1頭残すのに6万円ですか助成があります。とてもじゃないですけど、1頭、今、景気が悪いですから、もう子牛が出たらすぐ売りたいですよ。しかし、それでも残そうと思ったときには、相当な助成措置がない限り、残しきらないですよ。ですから、私が言っていますように、僅かな、お金だけとは言いませんが、ひとつの玖珠の産地の牛を作るとすれば、その系統的にしっかりした牛を残していくためには、更新をしていかなきゃいけないんですよ。ですから10頭ある農家が更新をするといったら、毎年1匹か2匹を残していけないと、10頭平均は維持できないんですよ。そして、なおかつ子牛を売っていくということになりますから、この今まで産地として玖珠がしっかり良い牛を出しよったんですけども、最近はまだ残す気力もなく、とにかく子牛が出たら売ってしまう。ですから、先ほど私が言いましたように、10年もしないうちに、すべて玖珠から牛が残らないだろうと。これはもう間違いない状況だと思います。

ですから、やはり産業であります、特に玖珠町で一番産業の柱になっておりました畜産というのは、これを玖珠から取った時は、おそらく農業の部分を今まではトップランナーで引っ張っていきよったわけですけども、まずこれがなくなってしまうときは、相当な落ち込みになるだろうというように思いますから、少なくとも従来の形のというよりも、ほんとにここで本格的な産地としての議論なりやっぱりやっていただけないと、折角いろんな全国大会やらでも素晴らしい成績をもって、しっ

かりとした人たちもおります。ですから、この厳しい状況だけに、私は行政としてもちょっと力を入れていく必要があるんだというふうに思っておりますので、その点につきまして、今、予算的にはこれは来年度になると思います。町長のやっぱりこの農業、少なくともこの畜産に対する考え方なりをお聞きしたいと思いますので、町長の方よろしくお願いします。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

玖珠町が、第一次産業の農林畜産業が活性化できなければ、町の発展はないということは十分認識しておりますけど、どういうふうにして、今ご質問の中で、雌牛の保留、母牛の保留なんですけど、今300万円ほど補助金が出ると。ただ、いろいろな事業の中にありまして、補助金をどういうふうに出していくか、そして今までの補助金がどういう有効活用されたか、そういうことを検証しなければならぬと思うんですね。ただ、じゃ補助金を出しておればそれでずっとよかったかということも、まだ検証されてないケースがあると思いますから、補助金につきましては、これは農業の畜産に関する状況だけではなくても、そういうものを検証して行って、そしてまず第1に、財政の範囲、お金の範囲が決まっておりますものですから、これもやる、これもやる、これもやると正直できないところもありましたから、そのなかにおいて優先順位を考えなきゃいけない。そのなかに畜産の部分も一つあるかと思えます。

○議長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1番（佐藤左俊君） 一応、今、町長から答弁いただきましたけども、もう十分ですね、これから先、ほんとにこの産地を守っていくためにどうするかちゅうのは、真剣にやっぱり行政的に考えていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、酪農につきまして質問させていただきます。

ご承知のとおり、政府は環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への是非について協議を行っていますが、TPP協定には、ご承知のように弱小農家が完全に離農せざるを得なくなり、大型農家につきましても同様であります。生産者は将来の農業経営につきまして、大変な不安を抱いているのは確かだというように思います。議会におきましても、議員の皆さんのご協力をいただきまして、国の関係機関へ意見書を提出することにしております。

特に、現在でも厳しい状況におかれています酪農につきまして、質問をいたしたいと思えます。

すでに要望等があったと思えますけども、和牛と違って、乳牛の場合はどうしても乳価で左右されます。その中で、アルバイト的といいますか、副業的に、種をつけて、黒牛をつけて、それで子牛を売るということで、酪農さん、一時凌いだこともございますけども、やはりそれでは将来性がないということで、3年前から、搾乳素牛という、保留を町の助成をいただきながらやっていると思えますし、非常に農家の皆さんも大変厳しい中ですが、保留をしながら経営安定を図ろうということで頑張っておられます。来年度以降の要望等が出されているかと思えますけども、この点につきまして、町長の所見をお伺いします。

○議 長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） 優良雌乳牛の保留対策事業についてであります。

議員おっしゃいますように、これまで酪農農家につきましては、F1交雑種を作りながら、畜産の経営を行ってきたところでもあります。しかしながら、議員言われますように、平成20年度から、これまで導入牛に頼っていた搾乳素牛を切り替えて、自前の母牛にホルスタイン種を種付けをし、そして自家保留の推進を図ることで補助をしてきたところでもあります。この自家保留事業の方が、これまでの素牛の導入に頼っていた組合員の意識も変わりまして、少しずつでありますけれども、その自家保留の成果が現れてきつつあります。まだまだ安定した頭数ではございませんけれども、今後とも、引き続き町としては支援の方を図っていきたい考えであります。

以上であります。

○議 長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1 番（佐藤左俊君） 特に、先ほど私が申しましたように、かなり農林業の取り巻く状況というのは非常に厳しい状況があります。行政として、できるだけしっかり、ただ補助金を出せばいいという部分じゃないと思いますし、指導、いろんな面を含めまして一生懸命頑張っていただきたいというふうをお願いしておきます。

次に、森林の整備計画につきまして質問いたします。

森林は緑のダムといわれ、特に、天然林は人工林に比べ保水力に優れているといえます。しかし、森林はその扱い方によっては、多くの住民の生活を破壊しかねない、自然災害をもたらす性格を持っていることも事実であります。人間の管理を必要といたします。このため、平成13年に森林林業基本法が施行されまして、森林の多面的機能を持続的に発揮させるために、森林基本計画を策定し、保全林、森林、人との共生林、資源の循環利用林を区分した森林づくりを目指すことになっております。将来の望ましい森林へ誘導するために、どのような施策を考えておられるか、お願いをいたしたいと思っております。

○議 長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） 議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知かと思っておりますけれども、玖珠町の森林面積は約2万71haございまして、玖珠町の面積の約70%を占めているところであります。その内訳は、民有林は1万5,990ha、町有林2,484ha、国有林が1,597haでありまして、町有林を含めたところの民有林の人工林の面積は、1万680haとなっております。大半、この木の種類につきましてはスギが大半で、次がヒノキ、そしてクヌギ、マツ等であります。そして、スギ主体の林業地であります。玖珠町では、先ほど議員言われましたように、森林が有する多面的機能、二酸化炭素の吸収や、それから災害防止、それから癒し等の効果など、そういった諸々の効果がございまして、そういったものをさらに発揮させるために、議員言われましたように、玖珠町森林整備計画を策定をしております。この策定の方も5年おきに改定をしております。

す。改定することによりまして、適正な山林の保育、そして間伐を行っているところであります。

また、森林の立木を伐採する場合には、森林法によりまして、届出義務を義務付けられております。そのため、伐採後は森林の再造林と、そういった形で指導をしているところであります。それから、森林保育のための下刈り、枝打ちにつきましても、公共造林事業を活用しながら、事業の実施をしているところであります。同じように、伐採後の再造林についても、同事業によりその再造林の取り組みを行っているところであります。

現在、森林につきましても、長引く低迷、特に林業価格の低迷、それから林業生産額もその低迷に続きまして減少をしている状況であります。このことは玖珠町においても例外ではありませんで、なおかつ、林業業者も近年減少の傾向にあります。また、後継者の方も、農業同じように不足をしている状況であります。それから、そういった森林の施業する森林組合等の作業員の方々の年齢の方も高齢化ということになっております。

このような厳しい情勢の中から、管理放棄される森林を防止するために、森林施業の共同化、山の集約化、路網整備をすることによって近隣の森林を共同化するという事業に取り組んでいるところであります。また、来年度からこういった路網整備と併せまして、10トントラックが走行可能な、半永久的な高規格化した基幹林道を設置するという今、国からの方針も出ておりまして、これまで以上に、路網の整備とそれから近隣の森林との集約化ができるのではないかと考えております。

また、伐採されました材木につきましても、今年10月1日より施行されました公共建築物等木材促進法によりまして、低層の公共建築物については、原則としてすべて木造化を図るようということになっております。今後こういったような取り組みで、それぞれ公共建築物につきましても、地域の木材利用の促進が図られるものと考えておりますし、また、基幹林道の設置によって森林全体の、先ほど言いました共同集約化ができるものと思います。このことで効率的な施行が可能になり、現在ある生産コストの削減が図られるものと考えております。以上で、今後は適正な施業が実施されることを期待されております。今後ともそういったものに即しながら、林業としても続けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1番（佐藤左俊君） 今、課長から詳しく取り組みがわかりました。台風以降、非常に森林が、森林ちゅうか山が荒れておりまして、とにかく手がつけられてないたくさん山の山がございます。これの活用について、様々の方がいろんな意見を申されます。やはり、たしかに、商品にして、出して、売って行って、昔はやっていたと思うんですけど、今は非常に需要といいますか、非常に落ち込みがある。ひとつ、これは参考になるかどうかわかりませんが、やっぱりこの木を燃料にした取り組みといいますか、今、これま玖珠は今、70%近く森林で囲まれておりますけども、この辺の燃料的な考え方、この木材、その辺のところの新しい分野の研究も今、されておるようでございますから、以前私が一般質問したと思いますけども、日田の方ではいろんな技術が入られて、今研究されていると思

います。この辺のところも、これから先もやっぱりこの玖珠町も、何らかの形でこの森林をうまくするような、今、基盤の部分の計画ちゅうのはわかりましたが、もう実際、今ほんと、この木の状態ですね、何らかの形で有効活用するようなことを是非期待をしておきたいというふうに思います。

次に、鳥獣による農林生産者に係る被害防止のための部分で質問させていただきたいと思います。

平成19年12月に制定されたことはご存知のことだと思いますが、本町においても、繁殖率の高いイノシシ、シカによって、農林業に受ける被害は毎年莫大な額に上っておるというふうに思います。農業被害はもとより、林業被害も大変大きく、農林業の存続議論もされている時、この特別措置法が救世主になることに期待をしておるわけです。この対策について如何がどういうふうに取り組まれているかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） 鳥獣による農林業に係る被害防止対策であります。

先ほど、議員言われましたように、平成19年に、鳥獣被害特別措置法が施行されまして、玖珠町におきましても、20年6月に鳥獣被害防止計画を作成をしております。なお、その11月には、玖珠町鳥獣被害対策協議会を立ち上げて、被害対策の普及啓発を行っているところであります。

現在、被害防止対策としまして、基本的には猟友会への捕獲を委託をしております。特に、イノシシとシカにつきましては、捕獲奨励金の方を交付をしております。今年現在、10月末現在でイノシシが229頭、シカが39頭捕獲をされ、168万6,000円の奨励金を交付しておりまして、なおかつ、今回、12月の議会におきまして、シカ対策といたしまして100万円の、総額で、県の補助と町の補助合わせまして100万程度になるかと思えます。そういった補助の奨励金の方も補正として上げさせていただいておるわけでありまして。ただ、猟友会の皆さんにつきましても大変高齢化が進んでおりまして、非常に捕獲の担い手の育成が現在急務となっております。銃による猟よりも、少し安全で、かつ、夏場でも利用できる、現在箱罠の支給を行っておりまして、この箱罠に対する狩猟免許の取得時の講習料の補助を、町の方で行っているところであります。

また、カラスやカモ等につきましても、昨年、今年2件と捕獲の申請が出ておりまして、猟友会の方をお願いをし、その対応をさせていただいておるところであります。

それから、イノシシ、シカ等の侵入防止器具、通常言われます、集落の農地を囲む鉄線柵、それから電気柵につきましても、現在補助を行っておりまして、集落単位での防止を行っております。

また、被害対策の講演等につきましても、昨年からは講師をお招きいたしまして、農家に対する講演、そして今年は、その集落の方に出向きまして、直接被害に対する対応策の現地指導をしているところであります。また、町報等による防止対応について掲載をし、啓発を図っているところであります。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1番（佐藤左俊君） まあ厳しい今の農業情勢、また環境の中で、またいろんなイノシシとかシカ

とかこういう被害も出ておると、もうほんと厳しい中にもまた難しい問題も出ております。これから先、やっぱり玖珠町は農林業が主体の町ですから、ここをやっぱりこの難局を乗り切るのは、町長以下執行部の皆さん、それから議会だというふうに思っておりますが、そういう意味では、今後とも期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊議員の質問を終わります。

次の質問者は、7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 7番高田修治です。通告に従いまして、議長のお許しを得ながら、一問一答方式で質問させていただきます。

今回の質問は、そこに出してありますとおり、行財政改革の継続についてということと、第5次総合計画に向けて、第4次計画にありました大型事業の考えということで、細目分けております。分けておりますが、少しその辺を、私の考えを言わせていただいてみたいというふうに思っております。

昨年12月に同じ質問をやった部分、うんとあります。少しずつ方向を変えて今回質問をさせていただこうとは思っていますが、町長さんの施政方針の中にも、今後続けていくということと、先月の新聞に、県下の市長さん、それから県知事さんも、今後とも続けていくというふうな調査の結果の報告が出されておりました。これはもうご案内のとおり、総務省が2005年に作られました集中改革プラン5ヶ年が終わる年ということで、全県下にこの調査をしたんだと思っております。うちの場合は、1年先からこの計画を取り組んで、大体言えば、昨年度で大体きりがついておったと思っておったんですけども、なかなか内容的に5ヶ年という1年延長した関係で、結論がまず、なかなかまだその時点では出てなかったということでもあります。ですから、県下そういう継続という首長さんの考えがありがたいようでありますから、大変幅の広い中身になるんで、言いにくいかと思いますが、町長さんのこの行財政改革に対するお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

行政改革につきましては、現在、副町長を委員長とする行政改革推進委員会を設置し、来年度以降も行革プランについては検討を行っていきます。これは継続していく予定でございます。その中、議論の中心となっておりますのは、中長期的に将来を見据えて、役場の組織の見直しでございます。中央からの権限移譲によって、自治体、この役場が行う事業は今後も増えていくと予測されます。そういう中において、玖珠町は将来人口遂行すれば、平成30年には1万5,000人を下回るだろうといわれております。そして地方交付税の減額や、非常に経済の情勢を勘案して、非常に厳しい状況にあります。それは将来どうなるかわかりませんが、現時点、厳しい少子高齢化社会の中において、非常に厳しい状況が予測されます。その中において、やはり役場の職員の数も、住民に見合った、住民サービスをいかに落とさない、高度な住民サービスをやりながら、やはり役場の職員の数は減らさざるを得ないというふうに考えております。

今後は、現在やってる事務事業を精査しまして、係や課、課や係の再編成をしなければならないと

考えております。また、それに併せて、指定管理者制度等導入して、業務の分担と申しますか、行政でやるべきところ、そして民間でできるところは民間にということで精査しながらやっていかざるを得ないというふうに考えております。

一方で、もうすでに指定管理制度で運営してます地域コミュニティについては、住民と協働による住民のためのまちづくりの拠点として、あるいは自治区と地域をつなぐ拠点として、住民の方々にもその存在が大きくなってきてるんじゃないかと思っております。今後、高齢化が進み、人口減少によってそういう社会になっていけば、より地域に近いコミュニティを、組織を作らなきゃいけない。行政機関の窓口機能としても、そういう地域コミュニティはお願いできるんじゃないかと、そういういろいろな事業につきまして、いろいろお願いできるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

で、近々完成予定の玖珠自治会館でございますけど、子育てサロンとかいろいろ設置いたしまして、従来の公民館機能以上に、子育て支援等いろいろあるかと思っておりますけど、地域の方の力でできれば、地域の方にいろいろ協力していただいて、子育て支援等が大変意義あるものだと考えております。

また、他の自治体においては、そういうコミュニティを置いて、住民票の発行などを行っているとところがあるみたいですが、それは玖珠町にとって今後どうあるか、それは研究課題になるんじゃないかと思っております。基本的には、財政的な強化を図りながら、今後充実していかなければいけないというふうに考えております。

さらに、もう一つ、役場の顔というべき窓口部門につきましても、住民の皆様の利便性向上性のために、基本的には、1箇所ですべてサービスが受けられる総合窓口の設置について、検討をする必要があるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修二君。

○7番（高田修治君） 大変広範に回答をいただいたようであります。前回、行財政改革の総括はできているかという質問を、昨年もさせていただきました。先ほどの河野議員の中でも、機構について今、検討中とか、今後の話は今出てまいりましたが、行財政改革推進本部、それから行財政改革推進委員会も開催しておるということを聞きました。これは委員長が副町長でありますので、特に、今どのような方法で、この委員会の中身やら方法をどういう方法で今、この総括に取り組んでいるのかという現状をちょっとお話しいただきたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今お尋ねの行財政改革についてでございます。

平成17年度から5ヶ年間、集中改革プランを基本として、主に財政の緊縮を目的に実施してきたところでございます。その内容は、議員や職員の人件費をはじめ、光熱水費や委託料などの物件費、各種の負担金、補助金など、様々な見直しを行ってまいりました。これにより、目標を上回る節減効果を達成いたしております。これに伴い、経常収支比率も改善をされているところでございます。町民の皆様をはじめ関係の皆様方のご協力に感謝を申し上げます。

また、今、議員お尋ねの、今後の、次のステップについてでございますけども、これまでの行革の

中身として、事務事業の整理合理化、民間委託等の推進、補助金等の整理合理化、審議会、委員会等の見直し、組織機構の見直し等々のプランの項目に沿って検証を行ってるところでございます。これがまとめ次第、公表するというふうに考えております。

今後、具体の行革この取り組みについては、今、先ほどの午前中の河野議員のご質問にも若干触れさせていただきましたけども、事務事業の検討班、組織機構の検討班、経費削減の検討班、行政情報の検討班を設けて、来年早々での行革案の作成作業を現在行っているところでもありますので、よろしくお願いたします。

○議 長（藤本勝美君） 7番高田修二君。

○7 番（高田修治君） 大体様子が見えてきました。今日、私は質問の項目に、審議会、委員会という項目を挙げさせていただきました。今ちょっと話の中で出ましたけども、この報酬についてはもう検討しておりますか。もうやりよるですか。

というのはですね、16年、私は例規集が古いのがなくて、16年がありましてね、それをめくってみました。委員会そのものは、大体日当の人は4,000円、平成16年からですね、4,000円という数字が上がっておりまして、まず5ヶ年の削減で1割カットをしてきております。で、昨年、一応5年間切れたもんですから、1年間延長されたと思います。これは1割ですから3,600円かね、ということであります。

それから、もう一つ常勤特別職、町長を含め教育長、これを見ますと、私はこの1期の間に三名の町長さんにこの質問したことになりますけれども、一番最初の小林町長の時が3%から6%を年次で減していこうという提案だったと思います。次の町長さんは、100分の9だったと思います。そして教育長さんと副町長さんが4%という。今回、町長は10%カットと、1年の一応条例改正をされております。我々議会は一応4年間で、一応条例が切れた時点で元に戻った形になっております。

これを考えてみますと、一番考えていかんならんのは、5年も6年も、行政改革でただ条例だけいじって1割カット、1割カットと喋っているのかどうか。できれば、5年も6年も経ったら、そんなら思い切って1割カットしたやつを条例に出してもいいんじゃないか。それから、町長さんの三人とも、お三方とも、これ大き過ぎるちゅうんでしょうか、それとも職員が2年連続人勸でカットされましたし、職員定数も減ってきておりますけども、そういうことで、付き合的といいますか、やっぱり条例的には職員の比率に合わせると、三役はなってると思うんですが、そういう考えがあったのかなと。で、たまたまここをめくってみますと、特別報酬、審議会ですね、審議会を3つの分野に分けたと思うんです。総合行政審議会、教育総合審議会、人権同和対策審議会か、その3つに大きく分けたんですね、そのときに、10の条例が廃止又は統合されたわけです。それはなんでかちゅうと、結局もう委員さんが重なってしまって、もうそこまで無駄なものがあるんじゃないとか、それから、もう役目が終わった条例がそのまま残っておったとかいうことで整理されたと思うんです。今、第5ヶ年計画でこの総合計画推進委員会が開催されておりますね。行政審議会の方ですね、これがされておりますが、私は、こういう報酬は、今回、まあ時期もあと残り少ないんですが、統廃合された審議会、

委員会の中に、審議会か、報酬審議会ちゅうのがあったんですよね、議会や三役の。これはですね、僕はやってみたらどうだろうかと思うんです。ここまでずっとみんなにお願いして、一応、先ほどもありましたように、経常収支比率も88.9から87.2、昨年が85.1と言われましたが、だんだんこう下がってきて、これを元に戻すと、どんくらいその上がってくるのかちょっと私も想像つきませんが、こういうのはじいて、できたら審議会ぐらいやってみるちゅう手もあるんじゃないかというふうに考えますが、その点、総務課長どうですか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

確かにこの5ヶ年の行政改革の中で、議員ご指摘の経常収支比率等努力した結果、今85%から7%という良い数字出しておりますけども、これは決して放っとけばすぐ元の数値といいますか、100近い数値になるような今の地方自治体の財政構造でありますから、これは手綱を緩めることなく、これはもう独自でこの行革を進めていくというのが町の方針でございますが、まず、この審議会、委員会の整理、合理化をやって、確かに検討した結果、組織再編成という所期の目的は達してるということは、もうこれは言えるんですけども、審議会、委員会の審議内容とか開催状況を、これは含めてもう少し検討せにやいかんぞという声は出ております。といいますのも、玖珠町という自治体の附属機関であります審議会、委員会でございますから、町の重要な施策の審議してもらう委員会であります。あるいは、今現在行っております玖珠町の総合計画、この重要な計画を審議してもらってる諮問機関でありますから、重要な委員会でありますから、これは地方自治法でも定義付けられてるとおりでありますから、もう少しそこら辺の活性化といいますか、こういうのはひとつ課題であろうというのが一つであります。

それから報酬の件でございますけども、行革プランによりますと、当初、平成21年3月までは段階的に削減率を6%まで引き上げるという、6%という具体的な数字がありましたけども、これは、その後、首長が代わったりしておりますんで、その当時から累計で言いますと、なんと現在16%もの町長の報酬削減でございますし、副町長、教育長にいたっても11%の削減ということでもあります。大変こういう大きな数字のカットでございます、その間19年度から21年度までは、議員の皆さんにも5%の削減ということで、大変大きな行革の効果額を現在みているところであります。そのほか管理職含め町職員についても、大きな削減をお願いをして今日に至ってるわけでもありますけども、これは、どうしてもこれから行政改革やって経常経費の抑制、こうしたものをやっぱりしていかなきゃなりませんので、これは引き続き町三役をはじめ、非常勤特別職の委員の皆さんにも報酬の削減はお願いできないだろうかということで、今現在検討中でございます。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 気持は重々わかります。しかし、そういうことも一応聞いてみるというような中身もあっていいんじゃないかというふうにも感じておりますので、よければ採用していただいて話の中で出していただければと思います。

時間が非常にありませんので、次いきますが、先ほど町長さん、指定管理者の件で、自治会館の件を非常に詳しく言っていただきましたが、これは地区公民館を自治会館というふうに改めたわけですね、組織替えをされました。これは委託がコミュニティ協議会、地区の協議会だったと思うんです。内容的にも、見せていただくと、公民館事業的なことから、非常に幅広い、お祭りから何から全部窓口をですね、先ほど町長さんのお話の中にもありましたとおり、いろんな事業をうまくやっていただいております。3年確か経ちましたんで、この契約の仕方がどのようなふうになっちゃったのか、確認と、確か管理人の委託料が450万前後で4つ、きちっと450万じゃなかったような気がします。その実績が出ておりましたが、そういう現状で、うまくいっておるのかどうか。私は玖珠地区が主ですから行っておりますけども、非常に活発な活動されていると思っております。

そういう意味で、その2点についてと、もう1点だけお願いします。基金がそれぞれ地区で持つておると思います。決算の中に積立金というのがありました。基金積立金それぞれの地区でやっておるのかどうか。そして、その基金はどのように大体使うように指導しておるのか、それをお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） それでは、お尋ねの指定管理契約につきまして報告をさせていただきます。

玖珠町の自治会館4館ともにでございますが、5年間の指定管理の期間でございます、議員もご承知のことと思いますが、平成19年の4月1日から5年間でございます、平成24年3月の31日までという契約期間でございます。23年度にはそういうことで更新の手続き等に入ることになります。

それから、これまで評価につきまして若干申し上げますと、約4年の歳月が経ったわけですが、現時点では、自治会館、地域の活動拠点として地域住民に徐々に認知されてきているところでございまして、ようやく活動が定着化してきたというふうに感じているところでございます。

それから、お尋ねの指定管理に関しての委託料の部分でございますが、4館ともそれぞれ額が違っております。これは世帯数とかに応じて少し配分を変えてる部分もございまして、北山田地区のコミュニティ運営協議会、若干維持管理費もこの中にも入っておりますが、若干安い部分もございまして、439万6,000円ほどの委託管理費。お尋ねの玖珠自治会館では455万1,000円程度の指定管理費ということになっております。

あと、コミュニティの基金の活用でございますが、これにつきましては、昨年来、かなり玖珠地区から、どういうふうな使い方がいいのかというようなことも意見をいただいたこともあるんですが、現時点では、コミュニティ基金ですね、地域のニーズに応じて地域づくり等には積極的に活用していただきたいということで、町の方から通知をしているところでございます。これにつきましては、地域それぞれ使っていただいて、町長の意向もございまして、基金が無くなれば、また町から補填をしていただくというようなこともいただいておりますので、地域の皆さんで地域づくり等で考えられて、是非活用していただきたいというふうにしていただいております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 大体様子がわかってきました。

それから、特に委託料の中で大きいのが人件費だったと思います。この審議会、委員会の報酬の中に自治会館館長という名目でありますよね、12万2,000円だったと思います。これ月額ですよ。非常勤でしょうが、この金額はやっぱりカットされちゃったですかね、どげな、これはもう自分の4地区で金額は決めなさいという指導でしたでしょうかね、そこ分かりますか。いいです、大体そのようです。目安というようなことで館長さんは判断されちよるようです。ですからほんとに忙しい、もう常勤的な人のところは、やっぱりコミュニティの運営委員会の中で少し上げてるところがあるんじゃないかというふうにも思っています。その辺はしっかり調べていただいて、特に玖珠地区コミュニティの会館新しく変わります。それから森地区ももうおそらく工事にかかると思いますので、その辺をゆっくりといいですか検討していただいて、指導していただけたらというふうに思います。

大体、ここ公民館と私括弧書きしたんですが、今日河野議員の社会教育の関係でお話も出ておりました。そういうことで、またの機会があれば、その辺もう少し今度は変わった方面から質問させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、町有の未利用財産の活用について移らせていただきます。

このプランの中に載っておりました項目として7つだけありました。モラロジーの跡地、それから上の原の原野、日出生小学校跡地、梶野小学校、旧保健所跡、栄町教職員住宅跡、第2庁舎跡、7つありました。モラロジーの関係については、かなり何回も皆さんからもご質問があつて、動きがあるようではなかなかなかつたというふうに考えておりますが、この5年間に、ほかにこういう施設で動きがあつたかどうか、それだけで結構でありますのでご説明いただきたい。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えいたします。

町有未利用財産の活用と処分につきましては、先ほどからお話がありますが、平成17年3月策定されました行財政改革緊急4ヶ年計画、そのあと集中改革プランの5ヶ年計画にも引き継いだわけですが、その中で、計画的に利活用を図るとともに、将来にわたって利用計画がない土地や売却した方が有効な活用に資することができる土地等、処分可能な土地について、計画的に売却しますと記述がされ、方針が定められていたわけですが、利活用及びその処分可能な土地の例として、先ほど議員さん言われました7箇所の町有地が記載されております。モラロジー、それから上の原町有地、日出生小、梶野小跡地、旧保健所跡地、栄町教職員住宅跡地、第2庁舎跡地の7箇所であります。

行革プランこの5ヶ年の中でどういう対応であつたかというご質問の趣旨だと思いますが、このうち、旧大分県保健所跡地につきましては、「広報くす」それから玖珠町ホームページに掲載して、平成20年7月3日に一般競争入札を実施したところではありますが、当日の入札参加者がいない結果で終わっております。

また、これも先ほどご質問でお言葉がありましたけれども、モラロジー跡地につきましては、平成11年3月にモラロジー研究所、学校法人廣池学園から教育施設としての活用条件に無償で譲り受けたものでありますが、その活用につきましては、これまで学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業、農業法人などなどから問い合わせに対して、現地への案内だとか資料の提供で対応してきたところであります。ですが、現在までその利活用の方向が定まっておられません。

そのほか、上の原町有地、日出生小跡地、梅野小跡地、栄町、それから第2庁舎につきましては、いずれも地元それから各種団体などとの使用貸借等の現状もありまして、処分のための入札等、具体的な処分の実施については行っておりません。

現在、新たな行財政改革の計画策定という協議中でありますけれども、未利用財産の処分につきましては、歳入確保の観点、これも前回からの引き続きでの課題でありますけれども、インターネットによる公売、それから民間のノウハウの活用、その他利活用の方策を調査、研究をしながら新たな手法を積極的に取り入れて、この7箇所を含めた未利用財産の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 今、大変な不況等重なりまして、なかなか処分というのは難しいところにきておるんじゃないかと思いますが、維持管理の金かかる場所もありますしね、できるだけ努力をしてほしいというふうなお願いをしておきたいと思っております。

それでは、2つ目の大きな質問であります。

第5次総合計画に向けて、4次計画より継続の大型事業ということで、もうこれも他の議員さんからもまた質問がありそうな中身ばかりであります。少し、前回お尋ねしてそのままになってる部分がございますので、お聞きしたいと思っておりますが、その前に、町長さんにお尋ねをしたいと思うわけです。

18年度に、やはりこれも大型プロジェクトという名前で、総合運動公園、国体ホッケー場、森地区街並み整備事業、県営工業団地、インター前ふれあい広場、機関庫及び周辺整備、森・玖珠公民館改修、老朽化した小学校施設の改修ですね、それくらいがプロジェクトとしてやっていこうということで計画に上がっておりました。すでにもうご案内のとおりであります。インター前も出来上がりましたし、ホッケー場もできております。そして、現在も、もう玖珠公民館の跡地、もう今新しく会館建っておりますし、学校にしても逐次やられておりますが、そういうことで粛々と進めていきたいというこの行財政改革、今厳しい中じゃけどやっていこうということで、この成果が少しずつ上がってきて、大変執行部の方や関係の皆さんに感謝申し上げているところでもありますけれども、この中に一番私が印象に残っちゃうのが、財政課長が作ったんじゃないですかね、経費節減、夢実現と、やっぱこのいろんな行革やると、どうしても夢ちゅうのが萎んでしまうような気がしてしょうがないんです。ですから、ぜひですね、町長さんに、今日は夢の一端をですね、5ヶ年計画、10年先を見越してなんか

あれば、先ほど河野議員のブロードバンド化とかそういうのもありましたが、なんかこう町長さんのお考えの中で今後の方向が示せるようなものがあれば、お考えを聞かせていただきたい。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

第5次総合計画は、住民の皆様のアンケートとか町づくりワークショップの皆様とか、農協とか商工会の皆様などの各種団体へのヒアリングをいたしまして、どのようなまちづくりができるかということ、夢ではございませんですけど、やはり10年間、第5次総合計画において、どういうまちをつくっていくかということ、基本構想、基本計画案をいろいろ立てていきまして、先般、総合行政審議会で審議をいただいたところでございます。そして、それにつきまして実現性のある計画、実施計画等を答申いただき次第、この議会で皆さんにご審議をいただくということを考えております。

具体的に、先ほども、運動公園とかインター前ふれあい道の駅とか、具体的徐々にはございますけど、そういう事業がなされてきておりますけど、今後やらなきゃいけないことは、先ほどのご質問ございました皆水道、水道の問題とかICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー）ですか、情報交換のものを玖珠町でやっていかなきゃいけないということは重々承知しています。ただ、資金の環境をみまして、どう優先順位を付けていくかということは今後の課題じゃないかと思えます。

今後の計画策定の基本的な考え、第5次総合計画になって、夢も含めて、考え方については、今後予測される人口減少、少子高齢化、社会経済情勢の変化や地方分権社会の到来などに対処して、多様な住民ニーズや課題に対応するために、まず1番目として、住民の皆様と協働による計画を策定していくと、そして、わかりやすい計画作りをしていこうと、そして財政状況に即した、ここは非常に、財政というのは非常に財政改革の中いろいろやってきてるんですけども、今後もやらなきゃいけないということを含めて、財政状況に即した計画づくりという観点で、多くの皆様の町民の皆様のご意見をお聞きして、実現可能なあるべき姿を、町のあるべき姿を目指していきたいというふうに考えております。

第5次総合計画の基本理念は、玖珠町の10年間という長期にわたるまちづくりの方向性も示すものでありますので、住民の皆さん誰もが分かりやすい言葉で表現することが必要であるため、町民憲章を踏まえて、メインタイトルといたしまして「自然を愛し、子どもとともに夢を育み、誇りを持てる心のふるさと玖珠」としたいと考えております。この言葉のなか、これから玖珠町を支える人材をいかに育成するか、官民一体で誇りの持てるまちづくりを、誰でもが住んでよかったと実感できるまちづくりを目指していきたいという決意を表したものでございます。

「企業は人なり」といわれますが、行政も当然人であるし、また地域コミュニティを担うのも人です。教育を担うのも人です。地域福祉を担うのも人です。文化伝統を受け継ぐのも人です。玖珠町のまちづくりを担うものは、役場の職員や議員さん皆様だけでなく、住民の皆さん自身で、住民皆さんが主体となって、いかにまちをつくっていくかということが重要じゃ

ないかと認識しております。

第5次総合計画においては、そのハードの面を充実するのも当然でございますけど、こうしたなか、人をつくることを中心に考えていきたいと思っております。最終的には、住民の皆さんが、暮らし安さが実感でき、ふるさとに誇りを持てることが重要であります。このことから、今まで継承してきたまちづくりの理念である「童話の里づくり」にもつながると考えております。

やはり、安全で安心して暮らせるまちをつくらなきゃいけないという観点からみれば、200年前、300年前の先人たちが、幾多の障害を乗り越えて完成され、現在に引き継がれている、町内各地にある水路とか井路、具体的に宮下井路とか古後井路とかそういうものは、本来、農業用水を供給する水路として完成したものでございますけど、時代の変遷とともに、生活排水というか、下水路と農業用水路だけじゃなくて、下水路としてもうなくてはならないものになっています。そういう先人たちが残してくれた水路を、各所で非常に整備を要するところが出てきております。これらの整備も、やはり将来200年、300年後の玖珠の住民のために、住民という、子孫のために残していかなければいけない。このことは、次の計画の中で着実にやっていかなきゃいけない。先ほど申しました皆水道もそうですし、これはもう生活のあれですから、インターネットも含め、そういうハードの面も含めて、一方で、先人が残してくれた文化も含め、そういう水路とかそういうものを残していかなきゃいけないと、そういうものを第5次、今後の10年の中を考えていきたいというふうに考えています。

基本的には、将来像といたしましては、1番目が、人が主体のまちづくり、2番目は、活力と魅力のあふれるまちづくり、ちょっと抽象的でございますけど、安全で安心して暮らせるまちづくり、そして、やはり一番大事なものは、財政に裏づけされたものをやらなきゃいけないということですから、効率的な効果的な行財政運用を基盤の構築を考え、これから審議会や地区懇談会、いろいろなところにご相談しながら、いろいろご意見等いただき、ご審議していただければと思っております。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 今日の大体質問の大きな柱は、この2点を町長さんのご意見を聞かせていただければと思っておりました。もう大体終わったようなものでありますが、あとの2つは、気になっちゃることです、前回も聞きました。これ建設課長、公園整備室長になろうかと思いますが、いろいろ意見を聞いて、今後の運営に活かしていきたいという、組織づくりもしたいということをおっしゃっていましたが、そのままに多分なっちゃるんじゃないかと思えますし、金額的には、今日、特別委員会の中で報告がありましたよね。今回補正できて、私は、当初大変心配しちよったんですけど、またちょっと延ぶんじゃないかというような気がしておりましたけども、これはまた町長さんもいろいろ中央の働きかけもあったようではありますが、計画どおりいけるのか、それと意見をいろいろ聞いて回ったのが、今までは運動公園の是非とか、縮小するならどこができるかとか、そういう中身だったような気がしてなりません。ですから、今度はほんとにですね、運営、それから管理運営、そういう面で良い知恵をお借りする会をどんどん開いてほしいということがまず要望です。ですからその取り組みについて一言お願いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 高田議員のご質問にお答えします。

運動公園の運営についてでございますけども、議員ご指摘のとおり、9月議会においても松本議員からご質問があり、施設全体が決まったら早期に維持管理検討会議等を立ち上げ、具体的維持管理運営の検討をしたいとご回答申し上げてきましたが、現段階では、まだ具体的な検討に入っておりません。と申しますのは、ご案内のとおり、今回の国の補正予算に伴い、国交省の社会資本整備総合交付金の追加補正と当初予算で大分県内に配分された予算の一部が本町へ流用することが認められて、国交省分の交付額で約1億9,900万円の内示を本日受けたところでございます。さらには、防衛省の前倒し予算など7,500万円の内示を受けまして、補正予算の総事業費ベースで5億1,000万の補正予算案となったところでございます。この補正予算で、管理棟を含めた陸上競技場や多目的グラウンド、テニスコートなどがほぼ完成の見込みとなっております。完全に全部できてしまうんではありませんけども、ほぼ完成の見込みとなっております。

こうした予算の受け入れ準備等で、公園の運営についての取り組みが遅れている状況ですが、今後の国の予算配分次第では、平成25年度完成予定の公園全体の工事が1年ぐらい早まる可能性もありますので、新年度の早い時期に庁舎内の関係各課で構成する「維持管理運営等検討会議」を立ち上げて、どのような維持管理をし、運営していくのが一番良いかを検討してまいりたいと考えているところでございます。方針を早めに出し、方針に沿って必要な行動をとっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） ありがとうございます。是非ですね、大変前倒しの事業とかで大変なことになっておるようでありますけども、良いものをつくってほしいというふうに思います。

それでは最後の質問でございます。

国指定文化財周辺整備についてという項目で上げさせていただきました。しかしながら、森地区を中心に、ちょっと前回もお聞きしたんですが、これももう1回お聞きした分ではありますが、再度、少し加えさせていただいて、私なりの考えを申し上げていきたいというふうに思います。

今も角牟礼の城跡の整備事業をやっておりますし、町並みも進んでおります。もうかなりの文化財や史跡の調査や発掘調査、それから保護の段取り等も行政的にはかなり進んだもんがあると思います。そういうことを考えますと、もう1つの面として、住民の方々に、いかにその周辺の方々が伝承や保護に協力していただかんと、これから先はなかなか難しい部分があるんじゃないかというふうに考えます。そうしますと、先日ちょっと耳に挟んだんですが、例をとりますと、鬼ヶ城の取付道も非常に荒れちゃって、地域の人がなんか手を打ちたいというような相談もきたというような話も聞きますし、角牟礼会あたりが保存整備にもしっかり係っていただいておりますという面もあります。これからそういう方々や、啓発、保護管理等の啓発にも行政として少し手助けをしていただけたらいいのでは

ないかというふうに考えます。

それで、日隈議員だったと思いますが、指定文化財の補助金について質問をされたと思うんです。確かに行革の中で落としましたよね、大体1件につき5,000円から1万円ぐらいのお礼金みたいな金だったと思うんです。これは、結構、担当者としては有り難かったんですね。年に1回のお祭りとか、それから日頃の管理を絶対せにやいかんと、報告をお願いしにお礼金を持って行きよったもんですから、担当としては非常にいい制度だったような気がするんです。金額的にはほんとにもう、1年に一回の線香代ぐらいしかならんのですけども、それでもかなりの効果があったような気がしてなりません。そういうところも含めですね、今後の、そういう地域の方々の文化財に対するご支援や伝承の取り扱いのことが、少しでも行政として取り組めれば、是非ともお願いをしたいというふうに思います。考えを時間があまりないで最後全部言うてもらいましょう。

もう1点だけ言います。これは各課にまたがる中身なんですけど、今日は社会教育課長にひとつお願いをしますが、前回の質問に対しまして、やはり行政として、角牟礼、それから三島公園一帯、武家屋敷、それぞれの調査整備が進んでいますと。そして森町の地区の検討委員会を今度立ち上げていきたいという回答がありました。

で、私は、思い切って提案なんですけど、ほんとにいろんな財産を森地区はもう揃ってきたと思ってます。で、今度森のコミュニティセンターちいいますか、会館もできます。それから、わらべの館が展示室がありまして、久留島記念館もあります。これ一回更地にしてちいいますか、民俗資料館も多分今後検討していかんならんのではないかなと思うんです。国指定で、近くにそれを説明する施設もないなんちゅう、今までなかったような気がしておりますが、そういうところまでいかんならんと思えますが、施設そのものが、わらべの館だけでも清田コレクションがかなりの分野でありますし、白と黒の版画の財産もかなり良いものを持っていますし、なんかですね、だから施設ごとに特色のあるきちとしたものが見えんと、あの地域の一体化した観光開発なり文化財としての動きというのが、どうもはっきりせんのではないかということで、これも私の勝手な提案でありますけど、そういうことも考えて、今後そういう検討できるような委員会を立ち上げたらどうかということでもあります。担当課長ちょっと幅広くなりましたが、お考えをひとつよろしく。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大蔵順一君） 高田議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと早口になろうかと思えます。まず文化財につきましては、基本的な考えといたしまして、もう皆さんご存じだと思いますけど、先人たちが代々残していただいた貴重なものでございますので、後世に100年、200年と残して、次代に繋げていかなければならないという基本的な考えを持っております。それで、ご質問の国・県指定文化財周辺整備事業につきまして、方向性の出たものにつきまして少し具体的にご説明を申し上げます。

先ほど出しましたが、角牟礼城址につきましては、基本設計、基本計画等々出ておりますが、その年次計画に基づきまして実施をしてまいりたいと思っております。平成23年度には、三の丸跡の隅櫓石

垣の修復等の実施設計を行いたいと考えております。それから、県指定の鬼ヶ城古墳につきましては、年度中に古墳周辺の環境整備としまして、見学道の整備を行いたいと考えております。さらには、来年度、国指定を受けるよう事務を進めております。旧久留島氏の庭園、それから今後県指定にと考えております、寄附していただきました旧千葉家の保存整備等につきましては、第5次の総合計画の中で新たな事業として考えていきたいと考えております。

それから、現在、文化財調査員により、町内の指定文化財41件すべての現況調査を行いまして、今、台帳整備と保存管理計画を策定しておりますが、この指定物件に対する保護の方針を、文化財調査委員会として答申をしていただく予定にしております。町としましては、その答申を踏まえ、今後の保護活用による施策を検討していくところであります。

なお、多額の費用を伴います周辺整備や環境整備は、行政が行わなければならないと考えておりますが、議員先ほど申されましたが、文化財の日々の管理や伝承につきましては、所有者、地域の方々じゃないとできないことでございますし、その活用につきましても、所有者、地域の方々に負うところが大きでございます。

個人所有の文化財の中には、そう申し上げましても、今後、高齢化などにより困難な場合も出てくるように思われますので、現在ちょっと考えておりますのが、県が実施しております文化財サポーター制度というのがございます。この制度は、特に補助金等が地域の文化財サポーターとして指定された方があるわけではございませんけど、草刈りなど日常的な管理を、ボランティアで行う個人や団体を文化財サポーターとして認定して、地域や行政と連携して文化財の保護体制を整備するとともに、文化財愛護思想の普及と高揚を図るもので、玖珠町では角牟礼会が認定をされております。

なお、町指定の文化財につきましても、保存整備に関する事等につきましても、今までどおり、要望があればその都度検討していくつもりでございますが、地域や行政と連携して、文化財の保護体制を整備して、文化財愛護思想の普及と高揚を図るためには、先に述べましたような保護体制を、先ほどちょっと出ましたが、地域のコミュニティが活発に活動していただいておりますので、こういったこと連携をして整備をしていかなければならないと考えております。

それから、先ほど出ましたが、日隈議員さんからもご指摘ございました、町指定の文化財の補助金の復活でございますが、新年度で何とか取り組みができないかというのを検討したいと今考えております。今、話には入っておるところでございます。

それから、次に、わらべの館の展示室、それから久留島記念館の内容を白紙に戻して、清田コレクション、森藩関係、久留島先生と児童文化等の文化財を、特色をもった展示区分とし、国・県指定の文化財を生かして、観光資源とも一体化した活用ができるのではということでございますが、本年6月のパネルディスカッションの折、金成妍先生とか後藤惣一先生等々の、参加いただきました先生方から久留島記念館等についても貴重なご提言をいただいております。全国に点在する久留島先生に関する資料も、その所有者の方々が高齢となり、散逸する危惧も年々増すところがございます。是非、玖珠の久留島記念館で保存いたしますと、全国アピールできるような早急な対策が必要と

は考えております。

こういったすべての分を検討するという検討委員会はどうかということでございますので、議員からご提案をいただきました、非常に貴重なご意見と思っております。そこ辺を含めたところで、今後、角牟礼城址、それから三島公園一帯、城下町、武家屋敷等の方向性を詰め、5次の総合計画の中で方向性をしっかり話していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君、時間がございません。

○7番（高田修治君） 大変雑駁な質問になってしまって、いろいろ取りとめができないようなところありましたけれども、第5次の総合計画中であります。良いものが提案していただけると期待をいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治議員の質問を終わります。

ここで、15時まで20分間の休憩をいたします。

午後2時41分 休憩

△

午後3時00分 再開

○議長（藤本勝美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 議席番号5番工藤重信です。議長のお許しをいただいて、通告の要旨に従って、一問一答方式にて、大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、本町の行政改革について。

①現在、地域力創造課内に総合計画策定室、計画係を設置しているが、これは平成23年3月31日で終わるのか。また、終わった後の方針として、わが町の重要課題である景気・雇用対策の取り組みとして、プロジェクトチーム等の組織づくりから、新たな課・室を設置して、将来の方向性を表すことのできる行政改革はできないのか伺う。

この問題につきましては、今後におけるわが町の景気・雇用対策を含むことから、現在までの会社呼びかけ等をしてるか分かりませんが、現在全く見えない状態であり、来年度以降の取り組みをどのようにするのか、まず町長としてのお考えを伺い、次に新たな課、室の立ち上げ方についてのお考えを伺います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えをいたします。

まず、1つの現在の総合計画策定室、計画係の平成23年3月末で終わるのかということでもありますけれども、第5次総合計画については、今年度内にこの策定作業を終了する予定でありますから、したがって、3月議会上程までのプロセスというのが整えば、総合計画策定室あるいは計画係としての業務を終了し、この室、係をなくすと、廃止ということになるかと考えております。

それから今後のプロジェクトチーム等の組織づくりということで、景気・雇用対策ということで、それに限ってということでもありますけども、私の方から、このプロジェクトチーム、あるいは新たな課、室の設置について、現段階の考え方を述べていきたいと思いますが、このことにつきましては、本日の一般質問の中で、河野議員あるいは高田議員からのご質問でもお答えをしておりますが、本年、行革推進委員会を組織して、その中で組織機構について、現在その作業を急いでおるところでありますけども、将来的に、職員の職員数、これも減少せざるを得ないという今のところの見通しであります。そうした中で、現段階でこのプロジェクトチームとして、あるいは新たな部署を設置するということは難しいんじゃないかなというふうな気がしておりますが、現有の職員数でしっかりとしまちづくりについて、まちづくりができますように、組織の見直し、機構の見直し、これを引き続き議論を重ねていきたいなということでございます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） ここで事務上のことについて伺います。総合計画策定室の関連事項から、インターネットから本町のホームページには、玖珠町事務組織規則第3条及び玖珠町行政組織条例の組織図の中には、地域力創造課内に総合計画策定係が示されているが、昨年10月、臨時的に総合計画策定室を設置し、室長の辞令交付もしているが、室として図の中には示されていないが、これらをいろいろ含めまして、来年3月31日をもって消滅する、抹消するのとお伺いしますが、このホームページの中では、図式の中にこういうふうに表示された分があります。そして、さらには、先ほど申しました第3条の中にも係としての書かれております。こういうものも、終わった段階で抹消されるのかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 組織機構については、条例あるいは規則に基づいてやっておりますので、そういう組織再編がなされるときには、そういった手続きを踏んで、条例ならばこの議会に上程をしますし、そういう手続きは当然踏むものでございます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 以前に一般質問をさせていただきました、特に気になるのは、景気・雇用対策の分野です。そこで、仮の話ですが、お隣の日田市は、来年にはキャノンマテリアルが新設することから、わが町も、どんな形にせよ、事業の立ち上げ方を今から考える必要があるのでは。そこで工業系、商業系、また林業や畜産に及ぶ農業系までを視野に入れて、団体やグループ等で実践的な研修等経営学も学び、大小は別として、会社を立ち上げて雇用促進を図るため、担当課を設置し、本町の職員も現地にて研修を積み重ねて、行政の責務から景気・雇用対策の取り組みは必要と思われるが、今後の方針として一歩でも前に進める取り組みはできないか。もう1つは、現在上がっております職員の派遣問題も考えて計画はできないかお願いします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 後ほどまた具体的なことがあれば、担当課の方からも申しますが、現在の

5次総合計画の基本構想、基本計画等を策定する段階においては、町民の皆さんのご意見もいただいております。あるいは各課長、係長などの意見を求めながら作り上げて、今いってるものであります。その計画の中で、当然施策の重要度、緊急度、あるいは財政的な裏打ちなどを考慮して基本構想を年次計画に落としとしていく、こういうスケジュール的なものになろうかと思っております。したがって、事業の実施あるいはタイムスケジュールというものが具体的にいった段階で、人員や組織などを必要に応じて考慮していく、再編成していくというのが自治体の組織のあり方だろうというふうに思いますから、組織再編についてはそのように考えておりますし、また景気・雇用対策、これ地域力の方でやっておりますけれども、これからやるんじゃないかと、これまでも工業団地の進出等、工業団地の整備とかこういうものをずっと担ってきておりますから、その結果、まだ今の程度しか、程度という言葉は悪いと思いますが、今の段階ではこういう状況でなっております。したがって、これ、引き続きこうしたものは当然自治体として、県の力を借りながらやっていくものだろうと思っておりますので、これから新しくやるということじゃなくて、引き続きこれは努力していくということになろうかと思っております。地域力の方からあれば補足をしていただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 先ほど、企業誘致とか企業進出の部分で少しお話がありましたので、地域力創造課としての考え方を申し上げたいというふうに思います。

特に、今日、午前中も河野議員の質問の中にもあったんですが、工業団地の早期完成に向けての要望等でございますが、町といたしましては、現時点では、県の方に一日も早い造成への着工、それから完成を要望しているところでございます。この件について申し上げますと、県の方では企業の進出とともに用地造成を行うと、いわゆるオーダーメイド方式という形でお聞きをいたしております。しかしながら、近年の企業進出の動向を見ますと、やっぱり、すでに整備された団地なりへの企業の進出というのは、著明に数値が上がっているような状況でございますので、今後とも早期造成に向けてですね、県及び県土地開発公社等に強く要望しながら、町の雇用の拡大等につなげていければというふうに考えてるところです。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 今、玖珠工業団地の話も出ましたが、もうはっきり言ってなかなか先が見えない。進入路の問題にしても、すぐにかかれるんじゃないかというような形が私自身思っていましたけど、まだなかなかそこまでいってないようなところがありますが、それはともかくとして、できるだけ早い造り方をしていただきたい。その前に、例えば空き工場、町が管轄がわからないけども、空き工場、そういうところも利用しながら、いろんな分野の立ち上げ方というのが、インターネットあるいは本等で全て調べると、かなりの大小において、まちづくりからの出発点で会社を立ち上げて、その事業の趣旨、概要からすべて、準備期間からいろいろあります。事業の成果まで、中の事業内容及び事業費とかいう問題も全部、それから事業の紹介等もかなり詳しく紹介されているところがいくつも

あります。ですから、こういう形をこの中で、委員会の中でどんだけの話がなされたのか全く見えてこないから、いつになったらどういうふうな形出るかという形を一般町民から聞かれても、なかなか受けづらい面がありますから、そういったことを考えると、まだ踏み込んだ中で、まず人集め、町長は先ほど申しましたとおり、人づくりとかそういう問題もあろうかと思えます。そういった中で、いろんな町民に接しながら、個人、団体すべてを含んでのどれだけの係わりがあって今日に至ったのか、そこら辺を詳細をちょっとお願いしたい。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 工藤議員のご質問、総合計画の中身の部分であろうかというふうに思います。地域雇用、総合計画の中で、どういうふうにちゅうプロセスかということではないかというふうに思います。

総合計画の中では、住民アンケートの結果もそうですが、やっぱり雇用の促進、そういった工場の誘致といったものがかなり上位の部分に入ってきております。それからまた、ワークショップなどにおきましても、やっぱり企業の誘致というのは最優先される課題であるというふうに結論が出ております。そういった面も含めて、企業誘致にはほんとに真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところですが、2008年のリーマンショック以来、なかなか厳しい状況が続いております。現時点でなかなかいい情報もないような状況でございます。ただ、先ほど言いましたように、企業の誘致につきましては、工業団地内は県と県土地開発公社の主導によって行われているものでありまして、町の方からは、早期に造成工事にかかれるようにということで、ほんとに強い要望をしております。

それから、町内の空き工場の跡地、これもインターネット等にも、工藤議員見られたかというふうに思いますが、掲載して募集をしているところがございますが、現時点ではなかなか進出されるような企業もまだないというような状況でございます。こういった面も含めて、第5次総合計画の中でも、早期に工業団地の造成を求めていくような形で、企業の誘致の促進策も図らなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 私の申し上げたいのは、少し中身の問題に触れるわけですが、インターネットそれから、いろんなそれに対する企業等に対する本等かなり読んできましたけども相当なものがあります。その中で、ここで申し上げるのは、全国各地での産業振興特産品づくりの実例として、事業主体は、まちづくりの夢を追いかける仲間、1つのグループが法人化して経営しているところや、第3セクター方式もあり、さらには市町村の直営会社等もあります。また事業内容の実例としても、有機農産物を主体メニューの和風レストランやバイオを利用したシロップ作り、これはサツマイモで作りますけども、この中身としては、酵素処理の技術を導入してシロップを作っております。そしてまた、体験農業ができる大きな農園を作り、そこには民宿、旅館などの宿泊施設によって誘客を始め、

都市と農村との交流活動も生まれているところもあります。

また、今後の事業形態として考えられる職種として、農産物の加工では、籾殻を使った断熱ボードを作ったり、また藁を使っての和紙を作ったり、そして製材業から出てくる鋸屑あたりを移動可能なトイレに使ったり、今日も竹の処理の問題が出ておりましたが、竹からは綿ができるとかいうようなこともたくさん出ております。これらの事業所の立ち上げの協議から実施までの準備期間は1年6ヶ月とか2年とかかかるとか、また事業開始までにそれから更に1年かかるとか、立ち上げ内容によっては、長くて7年間といったところもあるようです。

また、この担当として、各市町村別に担当してる課を見ると、振興対策室、企画開発課、産業観光課、企画調整課、農林振興課、地域振興対策室、商工労政課等があります。これらの状況を見てみると、わが町の景気・雇用対策の中で、先ほど課、室の設置状況を申し上げたけど、こういったことを今申したとおりのことをやれば、当然この人員を配置して考えなければならない。そういったことから取りかかれないと見えてこないのではないかというふうに思いますので、これについてお伺いします。

○議 長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今、工藤議員のいろいろ町の産業の活性化につきましていろいろメニューをご指摘いただきましたんですけど、当課として、地域力創造課がその任に当たる部署かと思うんですけど、ただ、いろいろ事業するにあたりまして、費用対効果、すべて第3セクターとかいろいろやった中において、その結果、いい結果が出ないケース結構ある。そういうところを検討しながら、いろいろ各地域でいろいろなメニューされてますけど、じゃ玖珠町においてどういう事業がいいかと検討しなきゃ、ただいろいろ手を出していっても、非常に費用対効果からは非常に難しいところがある。だから、いろいろご指摘いただいたところを、今後やはり検討課題として、玖珠町においてどういう事業がいいかということを考えて、その事業を推進するには、基本的には、今の組織では地域力創造課というところが担当させていただくんじゃないかということで、今、工業関係のものとか、そういう実際課員がいて、実際仕事をやってるという状況で、先般できました道の駅も、雇用を今29人確保してるという状況ですから、そういう意味においても、少しは道の駅では対応できてる。今後、先ほどおっしゃられた竹林とかそういういろいろな事業については、やはり費用対効果を考えながらやっていかないと、そしていいご意見等ございましたらご提案していただきまして、そこにおいてどういうふうに考えていくかというのは、行政全体と考えていきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 次に、②の住民課の分掌事務により、現在、住民課窓口前にて専属職員が来庁者の案内を行っているが今後も継続するのか。また、案内する職員が時々不在となるが、交替制度は取れないのか。この案内係の位置付けは、どのようにされているのか伺います。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

質問と回答が若干前後するかもしれませんがご了承ください。

まず、この総合案内係の件につきましては、ご存じのとおり、本年度から総務課付けの臨時職員を1名配置しております。配置するにあたっては、約2ヶ月間、住民課、税務課、福祉保健課、水道課で、実際の窓口業務を経験していただき、総合案内が可能になるよう研修を積み重ねてきたわけですが、そういう成果でしょうか、そのことによって、配置当初から、来庁者に対して積極的なあいさつなどの対応、案内等行っておりますし、各課への取り次ぎも、電話はもちろん、場合によっては、原課直に出向いて確認するなどして、あるいは高齢者の来庁者に対しては、原課まで案内するなど、積極的な対応を現在とっているわけであります。そうしたときに、ご指摘のように、案内が一時不在になろうかと思いますが、その点はひとつご理解を願いたいというふうに思います。

それから、この総合案内は継続して配置していきたいと考えておりますし、また同時に、現在「ワンストップサービス」という言葉がありますように、このワンストップサービスにつながる総合窓口、こうしたことも念頭に置いて、先進地の自治体の視察なども現在行って検討も加えておりますので、総合案内、総合窓口についても、住民サービスの向上に今後とも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 来庁舎の案内について、職員が時々不在になるということは、僅か何分間ということではなくて、今日は何々のために一日、半日とかいないとか、そういう半日以上にわたるようなときはどのようにされているか。そしてもう1つお聞きしたいのは、普段おられる場合に、果たして夕方何時までおられるのか、なかなか町民の方は4時以降に来たりする可能性もありますので、そういったこともお伺いしたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） この案内の方も、時間休なり休みも取るときがありますので、そのときには案内所が不在に現在なっております。それで職員を配置する余裕が現在のところありませんので、この点は大きなこれからの課題だろうというふうに考えておりますし、また、今総務課付けということで先ほど言いましたけども、それで総務課の方の業務も一部兼務しておりますので、夕方4時頃から総務課に上がってきてもらうケースもございます。そういうこともありますので、フルタイムであそこに張り付いてるということにはならないかもしれませんが、なおこれから検討を加えて、善処していきたいというふうに思っております。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 来年度に向けて、きちっとした整備方をお願いします。特に評判はですね、現在の評判は、町民から大変よくとらえていただいております。それで私自身も嬉しく思い、また安心もしているところです。そういったところで、果たす役割の重要性は非常に大きいものがありますので、新年度に向けてのきちっとした取り組みをできればお願いしたいというふうに思います。

次に、③住民課の窓口が混雑した場合、パスポートの手続きは同一窓口で良いのか伺う。

現在、住民課カウンター前付近にて、ちょっと小さなカウンターと申しますか、長机と椅子とパソコンが置いてあるが、パスポート申請の手続きを担当する職員を決めているのか、それとも住民課の職員が誰でも受け付けてパスポート申請手続きをしてあげるのか。また、現在ではパスポート発行数もかなり増加しているとみられるが、現在のような対応の仕方でよいのか、専属職員は配置は必要ないのか、住民課の窓口にも、例えば来庁者4～5名が詰め掛けたときに、窓口カウンターはいっぱいとなってパスポートの申請の受付はできない状態にあり、これらについて職員の人員配置はどのように考えているのか。また、これについての町民との間での受けはどういうふうに思われているか伺います。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 工藤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず最初に、住民課の状況をお話ししながらお答えをしていきたいと思いますが、住民課では、住民が法や制度に基づいて様々なサービスを受取り、権利を行使するために必要な、公証事務であります住民基本台帳、それから戸籍、印鑑登録、外国人登録等の事務をはじめ、住民が日常生活を送るために欠かすことのできないごみ、し尿等の環境事務、それから医療保険、年金などの事務を行っています。また、本年1月より旅券申請事務を行っています。先ほど、件数が増えているのではということではありましたが、県振興局での旅券申請件数が、平均、年間270から280件程度であったというふうに比べますと、本年4月から10月までの7ヶ月間で、申請がすでに211件あります。今後の動向にもよりますが、本年度中の旅券申請件数は約350件前後と、大幅に増加するのではないかと見込まれます。

それから、忙しい時に専任の担当がいるのか、それとも職員が誰でもできるのかということではありますが、基本的には、住民係の職員が相互に研修をしまして、住民係の方の職員であれば、これは専門的な知識と、特に外国に出るための旅券申請でございますので誤りが許されません。誤りがあった場合には再度送付をするというようなことではありますので、これにつきましては、現在、住民係の職員が担当しております。基本的には2名の担当を決めておりますが、2名の担当がいなくても、他の職員が十分に対応できる体制をとっております。

現在、住民課における事務の多くが、工藤議員さんご存じのように、住民との接遇を経ての事務処理でありまして、工藤議員ご指摘のように、窓口事務の混雑時に旅券申請事務が加わることは、当然住民対応が遅滞するのみならず、課員にも負担がかかることとなりますので、窓口の繁雑時には、係の垣根を越えて互いに支援、連携を行っています。

それと、ここに住民課の窓口が混雑した場合、パスポートの手続きは同一窓口でよいかということではありましたが、旅券申請に添付する書類や住民の利便性、入口というような利便性等も考えましたときには、旅券申請事務は住民課の窓口で行うことがベストと考えております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 来庁者の案内については、案内の表示がありますが、パスポート関係はなかなか見づらいのではないかというふうに思いますが、また新年度になって、きちっとした表示板等であればお願いしたいと思います。

次に、大きな2点目の、庁舎等における防火管理体制について、①防火管理制度から、本町の庁舎の総合防火訓練を年1回以上の実施となっているが、現在どのようにしているのか伺います。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えします。

庁舎等における防火管理体制についてのご質問につきましては、平成20年第1回、それから、平成21年第6回の定例会でもご同様のご質問をいただいたところであります。

まず第1点目の、防火管理制度から本町の庁舎は総合防火訓練を年1回以上実施となっているが、現在どのようにしているのか問う、とのご質問であります。

本町では、平成11年、防火管理者を定めまして、役場庁舎消防計画を策定し、12年3月に防火訓練を行いました。しかしながら、それ以降、防火管理者の変更、そして消防計画の変更につきましては行ってきたところでありますけれども、ご指摘の総合防火訓練としての実施ができておりません。平成20年第1回、21年第6回の定例会で、同様のご質問に対する答弁で、「いずれも火災予防週間などに合せるなどして、早い時期に実施できるような準備を進めてまいります。」とお答えしたところであります。年1回の通報・消火・避難訓練の実施が見送られたてきたのが現状で、法令の順守という意味からも、深く反省をしております。防火管理の目的を達成するために、即応体制を確立する職場の実践訓練でありますので、本年4月に消防計画の消防署協議を行いました。また訓練実施に向けて消防署への協力依頼についても要請したところであります。

今後の訓練日程であります。来年2月には、人命重視の観点から、まず避難誘導訓練を実施し、4月人事異動後の新たな自衛消防隊の編成を踏まえまして、初期消火、通報連絡、避難誘導の総合防火訓練を実施したいというふうに思っております。自主防火管理の原則として、自らの生命、身体、財産は自ら守るとされております。職員が自衛消防隊における自己の役割、それから任務分担、行動手順について、迅速な行動のための訓練実施が義務付けられていますので、実施に向けまして、消防隊の班編成の職員配置を再確認し、各班の業務内容を周知徹底する班会議の開催によりまして、総合防火訓練の通報・消火・避難の体制を確立をいたしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 次に、②の防火管理者は消防計画に基づき消防用設備等の点検及び整備、また、消防設備の維持管理や消火器具等の取扱いについて職員に周知徹底しているのか伺います。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えをいたします。

②点目のご質問でございますが、まず消防用設備等の点検及び整備、また、消防設備の維持管理についてであります。

毎年6月と12月に消防用設備等機器点検を行い、その点検結果報告書の提出を受けまして、不良内容の判定を受けた設備の修繕、交換につきましては、補修を確実に実施しております。

庁舎消防設備の内容でございますが、庁舎3階構造でございますけれども、消火器具が32基、屋内消火栓設備が7箇所、この他の設備として、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯、非常電源設備、防排煙制御設備などがございます。いずれも点検結果に基づく整備を実施して、消防設備の維持管理に努めているところであります。

次に、消火器具等の取扱いについて職員に周知徹底をしているのか何うとのご質問でございますが、このことにつきましては、先ほどの①点目のご質問に関連いたします。総合防火訓練の実施ができていませんので、消火器具、屋内消火栓、避難器具などの具体的な使用、操作手順について、庁舎全体としての使用訓練、職員の周知徹底が行われておりません。しかしながら、現在役場職員の中に46名の消防団員がおります。消防機器の取扱い等については十分熟知しておりますので、初期消火における消火器具等の取扱い、操作、そしてそれぞれの役割分担の中で迅速な対応が可能であるというふうに思っております。消防団員の日頃の訓練を期待してるところであります。いずれにいたしましても、先ほどの総合防火訓練の実施によりまして職員の周知徹底を行ってまいります。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） そこでちょっとお聞きしますが、役場の中には、防火管理体制上、防火委員会や自衛消防隊も決められているのではないかと思います。そういったことで、防火管理と及び防火意識の高揚のための防火委員会の開催や自衛消防隊の役割分担等の把握については、どのような取扱いをしているかお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えいたします。

役場の消防計画につきましては、消防法第8条第1項の規定によりまして義務付けられてるところであります。ただ今のご質問にありました防火管理委員会、それから自衛消防組織の編成、その組織表につきましては、毎年度策定後周知をいたしたところではございますが、現在、防火管理委員会の開催についてはできておりません。ただ、消火自衛消防組織としての編成、組織表については、各課、係それぞれの1階、2階、3階ごとに役割分担表を決めておりますので、その点については周知をいたしてるところであります。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 大きな2番目の庁舎等における防火管理体制ということで、庁舎等ということでちょっと気になるところがあります。それはなぜかということ、不特定多数の者が出入る建物とい

う、つまり一番大きいのはメルサンホールの、あそこは消防法でいうと収容人員は2,134人となります。もちろん、普段この人数は入るわけではありませんが、一応の収容人員で、消防設備とそれからいろんなものを含めるとスプリンクラーが要るようになるけども、それが要らないような形で用途変更して現在に至っておると思います。しかしながら、特例認定にされます。この特例認定は、例えば防火管理上に問題がなければ、特例認定を受けて消防設備点検結果報告書の提出も少し緩和されますが、もし事故があれば、特例認定は取り消されて元に戻りますが、そういったことで責務も大変大きいものがあります。特に気になるのは、夜間における防火管理者をはじめ、職員がいなかったりしますので、セキュリティーの問題から警備会社に管理委託していると思われるが、防災面についての協議はどの程度進めているのか伺います。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（大蔵順一君） メルサンの分について、21年度と22年度の訓練並びに救急救命等を行っておりますので、実績を少し報告してお答えいたします。

消防点検につきましては、消防計画書でございます。これは消防署の方に出しておりますが、機器の点検は毎月1回、月末に行っております。それから消防訓練につきましては、大体7月と12月に行っております。平成21年度につきましては、全職員で、管理人それから清掃人を含んだところで、7月の15日に平成21年度行っております。このときには、非常時における役割の再確認、それから消火及び消火栓位置の確認、1階、2階ですね、それから避難経路の確認、その他訓練のまとめ等々やっております。メルサンの方には、うちの公民館係と健康対策の係おりますので、含めたところでそれぞれ配置をしているところでございます。それから、第2回目は12月の24日に行っております。火災時における役割の再確認、それからAEDを使用した救急救命講習を消防職員にお願いして行ったところでございます。

それから、平成22年度につきましては、1回目を7月の27日に行っております。消防計画書を使用した教育、これは前消防署長でございました清原さんが会社をしておりますので、計画書を含めたところで指導を受けております。

それから、その後、全職員対象の消火・通報・避難訓練を行っております。

それから、先ほど防火対象物点検報告特例認定というのが出ましたが、これ、ちょうど本年、3年に1回の認定確認がございましたので、10月の1日に行っております。別に不備などございませんで、10月の8日に認定をいただいたところでございます。第2回目に12月大体やりますので、開催の予定今のところしておるところでございます。

それから、清原防災さんの方は、月に何回か顔を見せていただきまして指示をいただいております。消火器につきましては、規定数は達しておるんでございますが、ただ、2階とかに行くときに、事務室になかったなということで、事務室の方に新たに、9月議会で予算をいただきまして消火器を配備をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） メルサンホールの防火管理者はここにおられないようですが、メルサンホールの防火管理者と普段防火についての協議が密接にされておるか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（大蔵順一君） 清原防災さんが、ご存じのように自治員関係をしておりますので、私のところに寄ったときに報告もいただきますし、大体課長会議が月1回ありますが、そのときの報告、それから週に2～3回、私がB&G、メルサンそれぞれには行きますので、以前は、私課長の方が管理者ということになっていたんですが、平素いないということで、係長の方が管理者になっておりますので、ただ、先ほど出ましたけど、夜が管理人をしておるんですがなかなか、連絡体制はしっかり取っとるんですが、その分はちょっと気にかかる部分ではございますけど、職員がずっと、大きな行事があったときは職員が、社会教育課から含めたところで、この前ありましたようなT A Oとか、町がします大きな部分はおりますんで心配ないんですが、1つか2つ小ぢやかな会が入ったというようなときは、もう管理人1人になりますんでちょっと心配なところはございますけど、都度都度の協議は行っているところでございます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） もしかしたらメルサンホールの防火管理者は女性の方かと思います。それで男性の方も、あそこの中には男性の方も防火管理者の資格を持った方もおられますが、実際の場合を想定したとき考えたときに、大丈夫なのかなというふうにちょっと思いますけども、このままでよろしいでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（大蔵順一君） 防火管理の講習を受けてる方は、今のところ係長とあと職員が2名おります。2名は男性で、いずれも消防団員でございます。指示は出すのは、これはもう行政で、縦の命令系統になるかと思っておりますので、そこ辺は大丈夫かと思っております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 最後の、③人命救助では、A E Dの点検や取扱いの実施はしているか伺いますということで、これは総合的な活動訓練の中には救急救護訓練等もありますが、A E Dの取扱いはどのように実施しているのか。また、庁舎以外にもA E Dの設置してる箇所があるかと思えます。そういったところも点検及びシミュレーション等はどのように実施してるか伺います。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） ③点目のご質問にお答えをいたします。

設置については、行政施設それぞれに設置がございますけれども、一括して私の方から答弁をさせていただきます。

役場関係におけるA E Dの設置につきましては、平成19年7月に役場庁舎、B & G海洋センターにそれぞれ1台、平成21年3月にメルサンホールとホッケー場にそれぞれ1台、計4台が設置されてい

ます。また、学校関係では、平成22年1月に、幼稚園に3台、小学校に10台、中学校に7台、計20台が設置されています。また、道の駅にも、開所に合わせて設置をいたしたところでもあります。本年度自治会館4館のAED購入の計画しておりまして、また、12月の補正予算におきましても、町内保育所などの子育て関連施設へ、AED8台分の設置補助を予算化したところでもあります。未設置の公共施設、具体的には、わらべの館、給食センター、カウベルランド等の交流物産館施設がまだ未設置の状態ではありますが、早急に予算化をした上で設置をいたしたいというふうに思っております。

次のご質問の、取扱いの実施はしているのか伺うということでございますが、このAEDの使用操作をより確実、迅速に行うためには、実際に講習を受けて、使用方法、操作について経験しておくことが一番であろうかと思えます。役場庁舎、B&G海洋センターの設置時に、操作説明会、平成19年8月でございますが、2回実施し、参加人員的には約40名でありました。メルサンホールとホッケー場に設置した時も、2回の操作説明会を開催して、同じく約40名ぐらいの参加であったというふうな報告を受けております。また、これとは別に、平成19年10月になりますけれども、大分国体を控えて、ホッケー競技の説明会を開催したときに、職員を対象にAEDの操作説明会を併せて実施をいたしております。このときには約100名の参加があって、AEDに関する知識、実践的な使用方法について講習が行われて、多くの職員が体験できたところでもあります。

学校関係では、先ほど20台と申し上げましたが、20台のAEDの納品時に、平成22年1月でございますが、学校ごとに説明会が実施され、今年の夏休み前にも、学校ごとに説明会が実施されたところでもあります。今後も、引き続いて取扱いの講習について開催の機会をつくり、AEDの設置が有効に機能するよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 取扱いはできても、例えば普段の点検、ずっと前に新聞で載ったと思うんですが、救急隊の救急車の中にはAEDがもちろんあるんですが、これが出動時に作動しないというような形が起こっております。ですから、点検は必ずしないと、これは実際動く作動が全然できないちゅうことになるので話にならないので、そういったことも、日にちとか決めたり、消防の救急隊の場合は毎日やっておるんです。そしてシミュレーションもやるという形で、全部ぱっと剥がしてしまってるんですから、そういったことをどの程度できるかちょっとお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） ただ今のAEDの日常の点検活動ということでございますが、現在まで設置について重点を置いてきたところでありまして、特に、確かに新聞記事等で直接その場合になったときの作動といいますか、動かなかった事例の新聞記事も目にしたところでもありますけれども、今後、その操作それから機器の点検について、どういう体制で準備しておくことがより実効あるAEDの設置につながるか、十分関係機関、専門の方と協議したうえで、今後の対応を図っていききたいと思います。

以上です。

○5 番（工藤重信君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議 長（藤本勝美君） 5 番工藤重信議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、明日14日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月13日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員